

2019年度（平成31年度）

大 学 院  
履 修 要 綱

流 通 経 済 大 学

---

---

## 2019年度（平成31年度）大学院学年暦

	行 事	月 日
前 期	学 年 開 始	4月1日（月）
	入 学 式	4月1日（月）
	履 修 登 録	4月2日（火）～5日（金）
	授 業 開 始	4月6日（土）
	研究指導計画書	5月31日（金）
	学位論文作成届提出締切	6月28日（金）
	前 期 授 業 終 了	7月27日（土）
	夏 季 休 業	8月6日（火）～9月19日（木）
後 期	後期授業（Ⅰ）	9月20日（金）～12月24日（火）
	学 園 祭	10月25日（金）～28日（月）
	創 立 記 念 日	11月1日（金）
	学位論文提出締切	
	修士課程（経済学研究科）	12月中旬
	修士課程（社会学研究科）	11月下旬（仮提出）・1月中旬（本提出）
	修士課程（物流情報学研究科）	1月中旬
	修士課程（法学研究科）	11月下旬（仮提出）・1月中旬（本提出）
	修士課程（スポーツ健康科学研究科）	1月中旬（本提出）
	博士後期課程（経済学研究科）	9月末日
	博士後期課程（社会学研究科）	7月中旬（仮提出）・1月中旬（本提出）
	博士後期課程（物流情報学研究科）	11月上旬
	冬 季 休 業	12月25日（水）～1月4日（土）
	後期授業（Ⅱ）	1月6日（月）～1月20日（月）
	学位論文公开发表及び論文審査	2月上旬
春 季 休 業	1月29日（水）～3月31日（火）	
学 位 記 授 与 式	3月20日（金）	
学 年 終 了	3月31日（火）	

# 目 次

○学 年 暦

## 流通経済大学大学院諸規則

〔1〕 流通経済大学大学院学則	1
〔2〕 流通経済大学大学院研究科規則	9
〔3〕 流通経済大学学位規則	19
〔4〕 流通経済大学大学院学則第10条第2項に定める再入学に関する規則	25
〔5〕 学位授与の方針・教育課程編成・実施の方針	27

## 経済学研究科

〔1〕 経済学研究科の概要	31
〔2〕 経済学研究科修士課程	31
(1) 履修方法	31
(2) 学位論文の審査および試験	31
(3) 2019年度開講科目及び担当者一覧	34
(4) 経済学研究科修士課程履修モデル	35
〔3〕 経済学研究科博士後期課程	37
(1) 履修方法	37
(2) 学位論文の審査および試験	37
(3) 2019年度開講科目及び担当者一覧	38

## 社会学研究科

〔1〕 社会学研究科の概要	39
〔2〕 社会学研究科修士課程	39
(1) 履修方法	39
(2) 学位論文の審査および試験	40
(3) 2019年度開講科目及び担当者一覧	42
(4) 社会学研究科修士課程履修モデル	43
〔3〕 社会学研究科博士後期課程	45
(1) 履修方法	45
(2) 学位論文の審査および試験	45
(3) 2019年度開講科目及び担当者一覧	46

## 物流情報学研究科

〔1〕 物流情報学研究科の概要	47
〔2〕 物流情報学研究科修士課程	47
(1) 履修方法	47
(2) 学位論文の審査および試験	48
(3) 2019年度開講科目及び担当者一覧	50
(4) 物流情報学研究科修士課程履修モデル	51

〔3〕 物流情報学研究科博士後期課程	53
(1) 履修方法	53
(2) 学位論文の審査および試験	53
(3) 2019年度開講科目及び担当者一覧	54
法学研究科	
〔1〕 法学研究科の概要	55
〔2〕 法学研究科修士課程	55
(1) 履修方法	55
(2) 学位論文の審査および試験	55
(3) 2019年度開講科目及び担当者一覧	58
(4) 法学研究科修士課程履修モデル	59
スポーツ健康科学研究科	
〔1〕 スポーツ健康科学研究科の概要	61
〔2〕 スポーツ健康科学研究科修士課程	61
(1) 履修方法	61
(2) 学位論文の審査および試験	62
(3) 2019年度開講科目及び担当者一覧	64
(4) スポーツ健康科学研究科修士課程履修モデル	65
学業及び学生生活について	
〔1〕 時間割	67
〔2〕 休講・補講	67
〔3〕 履修科目の登録	67
〔4〕 研究指導計画書の提出について	67
〔5〕 試験	67
〔6〕 成績の評価	67
〔7〕 学位論文の提出	67
(1) 修士論文	67
(2) 博士論文	68
(3) 論文作成上の注意	68
(4) 製本料の納入	68
〔8〕 論文審査及び最終試験	68
〔9〕 教育職員免許状の取得について	68
〔10〕 税理士試験科目の免除について	69
〔11〕 院生研究室の利用について	69
〔12〕 複写機（コピー機）の利用について	69
〔13〕 証明書の発行	69



# 〔1〕流通経済大学大学院学則

制定 平成元年3月17日

## 第1章 総 則

**第1条** この学則は、流通経済大学学則第57条に基づき、流通経済大学大学院（以下「大学院」という。）に関し必要な事項を定める。

**第2条** 大学院の研究科及び課程は、次のとおりとする。

経済学研究科	経済学専攻	博士課程
社会学研究科	社会学専攻	博士課程
物流情報学研究科	物流情報学専攻	博士課程
法学研究科	リーガルガバナンス専攻	修士課程
スポーツ健康科学研究科	スポーツ科学専攻	修士課程

**第2条の2** 前条の各研究科の目的は、次のとおりとする。

研究科	目 的
経済学研究科	経済学、経営学のそれぞれの分野の専門的知識を有する高度職業人、または創造性豊かな研究者の養成
社会学研究科	理論社会学、社会福祉・地域社会学、産業・観光社会学等の諸領域における専門的知識を有する高度職業人、または創造性豊かな研究者の養成
物流情報学研究科	物流情報に関する分野の専門的知識を有する高度職業人、または創造性豊かな研究者の養成
法学研究科	企業や地方自治体において、法的諸問題に対応できる専門的知識を有する人材の養成
スポーツ健康科学研究科	生涯スポーツ及び競技スポーツの推進に貢献できる高度の専門的知識・技能を有する人材の育成

**第2条の3** 博士課程の標準修業年限は5年とし、これを前期2年の課程と後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は修士課程として取扱うものとする。

2 修士課程の標準修業年限は2年とする。

3 博士課程の前期2年の課程は「修士課程」といい、後期3年の課程は「博士後期課程」という。

**第3条** 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力、又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

2 修士課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、最長在学年限は4年とする。

3 修士課程の収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専 攻	入学定員	収容定員
経済学研究科	経済学専攻	10名	20名
社会学研究科	社会学専攻	10名	20名
物流情報学研究科	物流情報学専攻	20名	40名
法学研究科	リーガルガバナンス専攻	10名	20名
スポーツ健康科学研究科	スポーツ科学専攻	10名	20名
計		60名	120名

**第3条の2** 博士後期課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

- 2 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。ただし、最長在学年限は6年とする。
- 3 博士後期課程の収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	入学定員	収容定員
経済学研究科	経済学専攻	5名	15名
社会学研究科	社会学専攻	5名	15名
物流情報学研究科	物流情報学専攻	5名	15名
計		15名	45名

## 第2章 学年、学期及び休業日

**第4条** 学年、学期及び休業日については、流通経済大学学則第6条、第7条、第8条及び第9条の規定を準用する。

## 第3章 履修方法等

**第5条** 大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。

2 授業科目、単位数及び履修方法については、別に定める研究科規則の定めるところによる。

**第6条** 大学院の単位の計算は、流通経済大学学則第11条の規定を準用する。

**第7条** 大学院の試験については、流通経済大学学則第16条、第17条及び第18条の規定を準用する。

## 第4章 入学、休学、復学、退学、編転入学及び再入学

**第8条** 入学の時期は、毎年4月とする。ただし、特別の必要があり、かつ教育上支障がないときは、10月においても入学させることができる。

**第9条** 修士課程の入学資格は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 大学（学校教育法第102条に定める大学をいう。以下同じ。）を卒業した者
- (2) 大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該国の16年の課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣が、我が国において外国の大学相当として指定した外国の学校の課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣が指定した専修学校の専門課程を修了した者
- (7) 旧制学校等を修了した者
- (8) 防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校を修了した者
- (9) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
- (10) 本大学院において個別の入学資格審査により認められた者で22歳に達した者

**第9条の2** 博士後期課程の入学資格は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 修士の学位や専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 大学等を卒業し、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、本大学院において、修士の学

位を有する者と同等の学力があると認めたる者

(7) 本大学院において個別の入学資格審査により認めたる者で24歳に達した者

**第9条の3** 第9条 第1項 第10号 及び 第9の2 第1項 第7号に規定する個別の入学資格審査要領は別に定める。

**第10条** 大学院の入学志願者手続, 入学許可, 在学保証書, 保証人, 休学, 休学期間, 休学中の授業料, 復学, 願い出による退学, 学費未納等による退学, 転学, 編・転入学, 再入学及び死亡の届け出については, 流通経済大学学則第32条から第45条の規定を準用する。

2 博士後期課程において, 所定の単位取得後退学した者の学位取得のための再入学については, 別に定める。

## 第5章 課程修了及び学位

**第11条** 修士課程修了の要件は, 当該課程に2年以上在学し, 研究科規則の定めるところにより, 30単位以上を修得し, かつ必要な研究指導を受けたうえ, 修士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし, 在学期間に関しては, 優れた業績を上げた者については, 当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

**第11条の2** 博士課程の修了の要件は, 大学院に5年(修士課程に2年以上在学し, 当該課程を修了した者にあつては, 当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し, 30単位以上を修得し, かつ, 必要な研究指導を受けたうえ, 当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし, 在学期間に関しては, 優れた研究業績を上げた者については, 大学院に3年(修士課程に2年以上在学し, 当該課程を修了した者にあつては, 当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

2 前条ただし書きの規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士後期課程の修了の要件は, 大学院の修士課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し, 30単位以上を修得し, かつ, 必要な研究指導を受けたうえ, 当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし, 在学期間に関しては, 優れた研究業績を上げた者については, 大学院に3年(修士課程における在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

3 第1項及び前項の規定にかかわらず, 第9条の2第2号, 第3号及び第4号の規定により, 博士後期課程に入学した者の修了の要件は, 大学院に3年以上在学し, 必要な研究指導を受けたうえ, 当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし, 在学期間に関しては, 優れた研究業績を上げた者については, 大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

**第12条** 各研究科において, 教育研究上必要と認めるときは, 他大学院とあらかじめ協議の上, 当該大学院修士課程の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により, 履修した授業科目は, 8単位をこえない範囲で本大学院当該研究科において履修したものとみなすことができる。

**第13条** 各研究科において, 教育研究上必要と認めるときは, 他大学院とあらかじめ協議の上, 博士後期課程の学生が当該大学院において, 研究上の指導を受けることを認めることができる。

**第14条** 大学院の課程を修了した者には, 次の区分に従い修士又は博士の学位を授与する。

経済学研究科	修士課程	修士(経済学)
	博士課程	博士(経済学)
社会学研究科	修士課程	修士(社会学)
	博士課程	博士(社会学)
物流情報学研究科	修士課程	修士(物流情報学)
	博士課程	博士(物流情報学)
法学研究科	修士課程	修士(法学)
スポーツ健康科学研究科	修士課程	修士(スポーツ科学)

**第15条** この学則に定めるもののほか, 学位に関し必要な事項は流通経済大学学位規則の定めるところによる。

## 第6章 学 費 等

**第16条** 大学院に入学を志願する者は、第10条に定める手続きと同時に別表Ⅰに定める入学検定料を納めなければならない。

**第17条** 入学金、授業料、施設拡充費及びその他の学費並びに納入期日は別表Ⅱ及び別表Ⅲのとおりとする。

**第18条** 学年の途中で退学した者でも、その期の学費を納入しなければならない。

2 中途退学者には、既納の学費は返還しない。

## 第7章 運 営 組 織

**第19条** 大学院に大学院委員会を置く。

2 大学院委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 各研究科長
- (3) 各研究科の教授2名
- (4) その他学長が必要と認めた者

3 大学院委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 研究及び教育に関する基本的事項
- (2) 大学院学則又は大学院に関する諸規則の制定、改廃及び運用に関する事項
- (3) 学位授与の認証に関すること
- (4) その他大学院に関する重要事項

**第20条** 大学院の各研究科に研究科長及び研究科委員会を置く。

2 各研究科長は、当該研究科委員会の推薦に基づき、理事会の承認を経て、学長が任命する。任期は2年とし、その始期は4月1日とする。ただし、欠員により補充任命された者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 各研究科委員会は、当該研究科の教育、研究を担当する本学専任の教授をもって組織する。

4 前項の規定にかかわらず、各研究科委員会は、当該研究科において必要と認める場合は当該研究科の教育、研究を担当する准教授、講師、助教および兼任の教員を加えて組織することができる。ただし、博士後期課程の担当教員の資格認定並びに入学及び課程修了・学位に関することについて審議する場合は、当該博士後期課程の教育、研究を担当する教員をもって組織するものとする。

5 各研究科委員会は、当該研究科に関する次の事項を審議し、学長に意見を述べるものとする。

- (1) 教員組織に関すること
- (2) 入学、休学、復学、願い出による退学、学費未納等による退学、懲戒、留学その他学生に関すること
- (3) 教育課程及び研究指導に関すること
- (4) 課程修了及び学位に関すること
- (5) その他研究科の運営に関する重要事項

6 各研究科委員会は、当該研究科委員会構成員の3分の2の出席をもって成立する。ただし、留学中の者、海外出張中の者、特別研究期間中の者、休職中の者および病気その他の理由により引続き3ヶ月以上欠勤中の者は当該研究科委員会構成員の数から除くものとする。

7 各研究科委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

**第21条** 大学院の教員組織は、原則として各研究科の基礎となる学部、研究所等の教員をもって構成するものとする。

2 大学院の授業は、教授、准教授、講師または助教が担当する。

3 大学院の研究指導は、原則として教授が担当するものとし、各研究科において必要な場合は、当該研究科の准教授が担当し、または講師、助教に分担させることができるものとする。

**第22条** 大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を実施するものとする。

## 第8章 委託学生，聴講生及び外国人留学生

**第23条** 委託学生，聴講生及び外国人留学生については，流通経済大学学則第48条から第53条までの規定を準用する。

**第24条** 本大学院と単位の互換に関する協定のある他大学院学生が，本大学院の授業科目の履修を希望するときは，特別聴講生として許可することがある。

**第25条** 外国人であって大学院において特定課題についての研究指導を受けようとするものがあるときは，支障がない限り，外国人特別研究生として入学させることができる。

2 外国人特別研究生の入学手続，学費等については別に規則をもって定める。

## 第9章 雑 則

**第26条** 学生の賞罰については，流通経済大学学則第46条及び第47条を準用する。

**第27条** 中学校教諭一種免許状，高等学校教諭一種免許状授与の所要資格を有する者で，当該免許状に係る中学校教諭専修免許状，高等学校教諭専修免許状授与の所要資格を取得しようとする者は，教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 各研究科において取得することができる教育職員免許状の種類および履修要項は，教職課程に関する規程に定める。

**第28条** 大学院研究科に関する細則は別に定める。

### 附 則

1. この学則は，平成元年4月1日から施行する。
2. この学則（改正）は，平成元年11月1日から施行する。
3. この学則（改正）は，平成2年4月1日から施行する。
4. この学則（改正）は，平成3年4月1日から施行する。
5. この学則（改正）は，平成3年7月1日から施行する。
6. この学則（改正）は，平成4年4月1日から施行する。ただし，社会学研究科修士課程の学生には，教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づく免許状授与の所要資格を得させるための課程の認定を受けるまでの間，第23条は適用しない。
7. この学則（改正）は，平成5年4月1日から施行する。
8. この学則（改正）は，平成6年4月1日から施行する。
9. この学則（改正）は，平成7年2月1日から施行する。ただし，本規則第20条第2項の規定にかかわらず，完成年次に達しない研究科の研究科長は，学長が選考し，理事会の承認を経て任命するものとする。
10. この学則（改正）は，平成7年4月1日から施行する。
11. この学則（改正）は，平成7年11月1日から施行する。
12. この学則（改正）は，平成8年4月1日から施行する。
13. この学則（改正）は，平成9年4月1日から施行する。
14. この学則（改正）は，平成9年7月8日から施行する。
15. この学則（改正）は，平成10年4月1日から施行する。
16. この学則（改正）は，平成11年4月1日から施行する。
17. この学則（改正）は，平成12年4月1日から施行する。
18. この学則（改正）は，平成13年4月1日から施行する。
19. この学則（改正）は，平成14年4月1日から施行する。
20. この学則（改正）は，平成15年4月1日から施行する。

21. この学則（改正）は、平成17年4月1日から施行する。
22. この学則（改正）は、平成18年4月1日から施行する。
23. この学則（改正）は、平成19年4月1日から施行する。
24. この学則（改正）は、平成20年4月1日から施行する。
25. この学則（改正）は、平成21年4月1日から施行する。
26. この学則（改正）は、平成22年4月1日から施行する。
27. この学則（改正）は、平成22年11月30日から施行する。
28. この学則（改正）は、平成27年4月1日から施行する。
29. この学則（改正）は、平成28年4月1日から施行する。
30. この学則（改正）は、平成31年4月1日から施行する。

別表 I

種 別	金 額
入 学 検 定 料	35,000円

別表 II - A (本学学部卒業者 学費)

種 別	年 額	入 学 年 度	2 年 度 以 降	納 入 期 日
授 業 料	年 額	664,000円 前期 332,000円 後期 332,000円	前年度の金額にそれぞれ 人事院勧告(前年度) による改訂率(ベア+定 昇率)を乗じた額を加算 した金額	(前期) 新入学生は指定された入学 手続期間,在学生は4月20 日まで (後期) 新入学生,在学生とも10月 20日まで
施 設 拡 充 費	年 額	64,000円		新入学生は指定された入 学手続期間,在学生は 4月20日まで
実 験 実 習 料	年 額	16,000円		

別表 II - B (他大学学部卒業者 学費)

種 別	年 額	入 学 年 度	2 年 度 以 降	納 入 期 日
入 学 金		145,000円		指定された入学手続期間
授 業 料	年 額	664,000円 前期 332,000円 後期 332,000円	前年度の金額にそれぞれ 人事院勧告(前年度) による改訂率(ベア+定 昇率)を乗じた額を加算 した金額	(前期) 新入学生は指定された入学 手続期間,在学生は4月20 日まで (後期) 新入学生,在学生とも10月 20日まで
施 設 拡 充 費	年 額	64,000円		新入学生は指定された入 学手続期間,在学生は 4月20日まで
実 験 実 習 料	年 額	16,000円		

別表 III (委託学生および聴講生の入学金および聴講料)

種 別	委 託 学 生	聴 講 生
登 録 料	16,000円	16,000円
聴 講 料	1 単位につき 5,000円	1 単位につき 5,000円





## 〔2〕 流通経済大学大学院研究科規則

制定 平成4年3月19日

### 第1章 総 則

**第1条** 流通経済大学大学院の各研究科に関する事項で、流通経済大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）に定めるもののほかは、この規則の定めるところによる。

### 第2章 教育課程および履修方法等

**第2条** 各研究科の授業科目、単位数および履修方法は、別表Ⅰ、別表Ⅱ、別表Ⅲ・別表Ⅳ、別表Ⅴ、別表Ⅵ、別表Ⅶおよび別表Ⅷのとおりとする。

**第3条** 各研究科委員会は、学生の履修を指導するため、各学生ごとに担当教員を定める。

**第4条** 各授業科目の単位修得の認定は、試験または研究報告等により、担当教員が行うものとする。ただし、病気その他の事由により、正規の試験を受けることができなかった者については、追試験を行うことができる。

2 各授業科目の成績は、合格または不合格とする。ただし、不合格の授業科目については、事情により再試験を許可することができる。

**第5条** 修士論文提出の時期は、原則として12月末とし、論文審査は2月末までに終了するものとする。ただし、特別の事由があるときは、当該研究科委員会の議を経て当該研究科長が別に定めることができる。

**第6条** 課程博士の論文提出の時期は、原則として9月末とし、論文審査は当該学生の在学期間中に終了するものとする。ただし、特別の事由があるときは、当該研究科委員会の議を経て当該研究科長が別に定めることができる。

**第7条** 修士論文の審査については、当該研究科委員会が適当と認めるときは、特定の課題についての研究成果の審査をもって代えることができる。

**第8条** 修士又は課程博士の学位授与に係る試験は、所定の単位を修得し、かつ、学位論文を提出した者に対し、当該学位論文を中心としてこれに関連ある科目について、口頭又は筆答により行うものとする。

**第9条** 課程修了の認定は、原則として学年の終りに行う。ただし、特別の事由があるときは、当該研究科委員会の議を経て年度途中においても認定（学位授与）することができる。

### 第3章 運営組織

**第10条** 各研究科の円滑な運営を図るため、各研究科に運営委員を置くことができる。

2 研究科運営委員会は、当該研究科長を補佐する。

3 前項の委員は各研究科2名以内とし、当該研究科委員会構成員の互選で選出する。

4 前項の委員の任期は2年とし、その始期は4月1日とする。ただし、補充の委員の任期は前任者の残任期間とする。

### 附 則

1. この規則は、平成4年4月1日から施行する。

2. この規則の施行に伴い、平成元年3月17日制定の流通経済大学大学院経済学研究科規則は、これを廃止する。

3. この規則（改正）は、平成5年4月1日から施行する。

4. この規則（改正）は、平成6年4月1日から施行する。

5. この規則（改正）は、平成7年4月1日から施行する。

6. この規則（改正）は、平成8年4月1日から施行する。

7. この規則（改正）は、平成9年4月1日から施行する。

8. この規則（改正）は、平成9年7月8日から施行する。
9. この規則（改正）は、平成10年4月1日から施行する。
10. この規則（改正）は、平成11年4月1日から施行する。
11. この規則（改正）は、平成12年4月1日から施行する。
12. この規則（改正）は、平成13年4月1日から施行する。
13. この規則（改正）は、平成14年4月1日から施行する。
14. この規則（改正）は、平成15年4月1日から施行する。
15. この規則（改正）は、平成17年4月1日から施行する。
16. この規則（改正）は、平成18年4月1日から施行する。
17. この規則（改正）は、平成19年4月1日から施行する。
18. この規則（改正）は、平成20年4月1日から施行する。
19. この規則（改正）は、平成21年4月1日から施行する。
20. この規則（改正）は、平成22年4月1日から施行する。
21. この規則（改正）は、平成23年4月1日から施行する。
22. この規則（改正）は、平成24年4月1日から施行する。
23. この規則（改正）は、平成26年4月1日から施行する。
24. この規則（改正）は、平成28年4月1日から施行する。
25. この規則（改正）は、平成29年4月1日から施行する。
26. この規則（改正）は、平成30年4月1日から施行する。
27. この規則（改正）は、平成31年4月1日から施行する。

別表 I 大学院経済学研究科修士課程授業科目及び履修方法

学 科 目	授 業 科 目 名	単 位 数	備 考
経 済 学	理論経済学特論	4	授業科目の中から 32 単位以上を履修しなければならない。 1. 専攻科目の演習を 2 年次にわたり 1 年次 4 単位, 合計 8 単位を履修するものとする。 2. 専攻科目の演習のほか担当指導教員の指示する科目の特論それぞれ 4 単位, 合計 24 単位を履修するものとする。
	理論経済学演習	8	
	日本経済史特論	4	
	日本経済論特論	4	
	日本経済論演習	8	
	交通論特論	4	
	交通論演習	8	
	財政学特論	4	
	財政学演習	8	
	金融論特論	4	
	金融論演習	8	
	統計学特論	4	
	統計学演習	8	
	社会保障論特論	4	
	社会保障論演習	8	
	経済地理学特論	4	
	経済地理学演習	8	
経 営 学	経営組織論特論	4	
	経営組織論演習	8	
	経営財務論特論	4	
	経営財務論演習	8	
	経営戦略論特論	4	
	経営戦略論演習	8	
	会計学 I 特論	4	
	会計学 I 演習	8	
	会計学 II 特論	4	
	会計学 II 演習	8	
	租税法特論	4	
	流通論特論	4	
	流通論演習	8	
	消費者行動論特論	4	
	消費者行動論演習	8	

別表Ⅱ 大学院経済学研究科博士後期課程授業科目及び履修方法

学 科 目	授 業 科 目 名	単 位 数	備 考
経 済 学	理論経済学研究指導	12	授業科目の中から20単位以上履修しなければならない。 1. 研究指導科目のうちから1科目を選択して専攻科目とする。(専攻する研究指導科目担当教員に論文作成・特殊研究の履修その他研究一般について指導をうけるものとする。) 2. 原則として入学した年度中に、専攻科目の研究指導のほか担当指導教員の指示する科目の特殊研究2科目、それぞれ4単位、合計8単位を履修するものとする。 3. 原則として、専攻科目の研究指導を3年次にわたり、1年次4単位、合計12単位を履修するものとする。
	理論経済学特殊研究	4	
	日本経済史研究指導	12	
	日本経済史特殊研究	4	
	日本経済論研究指導	12	
	日本経済論特殊研究	4	
	交通論研究指導	12	
	交通論特殊研究	4	
	金融論研究指導	12	
	金融論特殊研究	4	
	統計学研究指導	12	
	統計学特殊研究	4	
	社会保障論研究指導	12	
社会保障論特殊研究	4		
経 営 学	経営組織論研究指導	12	
	経営組織論特殊研究	4	
	経営戦略論研究指導	12	
	経営戦略論特殊研究	4	
	会計学研究指導	12	
	会計学特殊研究	4	
	流通論研究指導	12	
	流通論特殊研究	4	

別表Ⅲ 大学院社会学研究科修士課程授業科目及び履修方法

学 科 目	授 業 科 目 名	単 位 数	備 考
理 論 社 会 学	社会史特論	4	授業科目の中から32単位以上を履修しなければならない。 1. 専攻科目の演習を2年次にわたり1年次4単位,合計8単位を履修するものとする。 2. 専攻科目の演習のほか担当指導教員の指示する科目の特論それぞれ4単位,合計24単位を履修するものとする。
	社会学理論特論	4	
	社会学理論演習	8	
	国際社会学特論	4	
	国際社会学演習	8	
	経済社会学特論	4	
	経済社会学演習	8	
	文化人類学特論	4	
文化人類学演習	8		
社会福祉・地域社会学	福祉職論特論	4	
	福祉職論演習	8	
	地域福祉論特論	4	
	地域福祉論演習	8	
	社会福祉史特論	4	
	社会福祉史演習	8	
	心理療法・心理援助特論	4	
	心理療法・心理援助演習	8	
	社会心理学特論	4	
	社会心理学演習	8	
	児童福祉論特論	4	
	児童福祉論演習	8	
行動分析学特論	4		
行動分析学演習	8		
産 業 ・ 観 光 社 会 学	産業社会学特論	4	
	産業社会学演習	8	
	観光社会学特論	4	
	観光社会学演習	8	
	社会階層論特論	4	
	社会階層論演習	8	
	シミュレーション&ゲーミング特論	4	
	シミュレーション&ゲーミング演習	8	
	観光心理学特論	4	
観光心理学演習	8		

別表Ⅳ 大学院社会学研究科博士後期課程授業科目及び履修方法

学 科 目	授 業 科 目 名	単 位 数	備 考
理 論 社 会 学	国際社会学研究指導	12	1. 学生は、授業科目中の研究指導の内から1科目を選択して専攻科目とし、専攻する研究指導担当教員に博士論文の作成、特殊研究の履修、その他研究一般について指導をうけるものとする。 2. 学生は、原則として専攻科目の研究指導を1年次、2年次、3年次にわたり、それぞれ4単位ずつ、合計12単位履修するものとする。 3. 学生は、原則として研究指導担当教員の指示する特殊研究2科目8単位を1年次に履修するものとする。 したがって、博士後期課程修了要件は、当該課程に3年次以上在学し、20単位以上修得し、博士論文の審査および最終試験に合格することである。
	国際社会学特殊研究	4	
	経済社会学研究指導	12	
	経済社会学特殊研究	4	
	文化人類学研究指導	12	
	文化人類学特殊研究	4	
社会福祉・地域社会学	福祉職論研究指導	12	
	福祉職論特殊研究	4	
	地域福祉計画論研究指導	12	
	地域福祉計画論特殊研究	4	
産 業 ・ 観 光 社 会 学	産業社会学研究指導	12	
	産業社会学特殊研究	4	
	観光社会学研究指導	12	
	観光社会学特殊研究	4	
	社会階層論研究指導	12	
	社会階層論特殊研究	4	
	シミュレーション&ゲーミング研究指導	12	
	シミュレーション&ゲーミング特殊研究	4	

別表Ⅴ 大学院物流情報学研究科修士課程授業科目及び履修方法

	授 業 科 目 名	単 位 数	備 考
物 流 学 関 連 科 目	ロジスティクス実践特論	4	(履修方法) 演習のうち1科目8単位とその指導教員が担当する特論4単位の他に、指導教員の指示する科目計20単位を含め、32単位以上を履修しなければならない。 なお、物流学関連科目を専攻科目(演習)とした者は、情報学関連科目の特論を必ず4単位以上履修しなければならない。  (修了条件) 2年以上在学し、32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び試験に合格すること。
	物流システム論演習	8	
	ロジスティクス工学特論	4	
	ロジスティクス工学演習	8	
	ロジスティクス論特論	4	
	ロジスティクス論演習	8	
	ロジスティクスビジネス論特論	4	
	ロジスティクスビジネス論演習	8	
	環境物流論特論	4	
	環境物流論演習	8	
	ロジスティクス管理論特論	4	
	ロジスティクス管理論演習	8	
	国際経営論特論	4	
	国際経営論演習	8	
	交通論特論	4	
交通論演習	8		
情 報 学 関 連 科 目	ロジスティクス分析・改善特論	4	
	オペレーションズリサーチ演習	8	
	通信・ネットワーク論特論	4	
	通信・ネットワーク論演習	8	
	ソフトウェアシステム論特論	4	
	ソフトウェアシステム論演習	8	
	ロジスティクスデータ解析論特論	4	
	ロジスティクスデータ解析論演習	8	
	ヒューマン・インターフェース論特論	4	
ヒューマン・インターフェース論演習	8		

別表Ⅵ 大学院物流情報学研究科博士後期課程授業科目及び履修方法

	授 業 科 目 名	単 位 数	備 考
物 流 学 関 連 科 目	物流事業論特殊研究	4	(履修方法) 1. 学生は、原則として研究指導教員の指示する研究指導2科目8単位以上を1年次に履修するものとする。 2. 学生は、原則として専攻科目の研究指導を1年次、2年次、3年次にわたり、それぞれ4単位ずつ、合計12単位履修するものとする。 したがって、博士後期課程修了要件は、当該課程に3年以上在学し、20単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受け、博士論文の審査および最終試験に合格するものとする。
	物流事業論研究指導	12	
	ロジスティクス工学特殊研究	4	
	ロジスティクス工学研究指導	12	
	物流システム分析論特殊研究	4	
	物流システム分析論研究指導	12	
	ロジスティクス設計論特殊研究	4	
	ロジスティクス設計論研究指導	12	
	通信・ネットワーク論特殊研究	4	
	通信・ネットワーク論研究指導	12	
	ロジスティクスビジネス論特殊研究	4	
	ロジスティクスビジネス論研究指導	12	
	物流統計学特殊研究	4	
	物流統計学研究指導	12	

別表Ⅶ 大学院法学研究科修士課程授業科目及び履修方法

	授 業 科 目 名	単 位 数	備 考
共通科目	ガバナンス論特論	2	(修了要件) 2年以上在学し、ガバナンス論 2単位、演習12単位、特別研究 4単位、及びこれら以外の科目 のなかから12単位以上、合計 30単位以上修得し、かつ、必要 な研究指導を受けた上、修士論 文の審査及び試験に合格するこ と。ただし、留学生はこれらの ほかに、法学文献購読2単位を 修得しなければならない。
	法学文献講読	2	
	法制史特論	4	
	法制史演習	4	
	特別研究	4	
企業ガバナンス関連科目	財産法特論	4	
	身分法特論	4	
	会社法特論	4	
	企業経営法務特論	4	
	消費者法特論	4	
	雇用関係法特論	4	
	経済規制法特論	4	
	社会法演習	4	
	身分法演習	4	
	財産法演習	4	
	経済法演習	4	
	会社法演習	4	
自治ガバナンス関連科目	憲法特論	4	
	行政法特論	4	
	刑事法特論	4	
	刑事手続法特論	4	
	社会保障論特論	4	
	行政管理論特論	4	
	政策過程論特論	4	
	コミュニティ論特論	4	
	地方財政論特論	4	
	政策過程論演習	4	
	地方自治論演習	4	
	憲法演習	4	
	行政法演習	4	
	地域政治論演習	4	
刑事法演習	4		



別表Ⅷ 大学院スポーツ健康科学研究科修士課程授業科目及び履修方法

		授 業 科 目 名	単 位 数	備 考
必修 共通科目		スポーツプロモーション論特講	2	(修了要件) 2年以上在学し、必修共通科目を10単位、選択科目を計20単位以上(ただし、A～C群からそれぞれ4単位以上)を修得すること、及び必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査及び試験に合格すること。
		研究方法演習Ⅰ	2	
		研究方法演習Ⅱ	2	
		研究指導	0	
		スポーツプロモーション演習Ⅰ	1	
		スポーツプロモーション演習Ⅱ	1	
		スポーツプロモーション演習Ⅲ	1	
		スポーツプロモーション演習Ⅳ	1	
選択 科目	A群	スポーツ教育論特講	2	
		学校体育論特講	2	
		子どもスポーツ論特講	2	
		中高齢者スポーツ論特講	2	
		スポーツ救急教育論特講	2	
		アスレティックケア論特講	2	
		レクリエーションスポーツ論特講	2	
		障害者スポーツ論特講	2	
	B群	スポーツコーチング論特講	2	
		スポーツコンディショニング論特講	2	
		スポーツ体力論特講	2	
		スポーツ技術論特講	2	
		スポーツ戦術論特講	2	
		スポーツ心理論特講	2	
		スポーツ栄養論特講	2	
		スポーツトレーニング論特講	2	
	運動質論特講	2		
	C群	スポーツ文化論特講	2	
		スポーツマネジメント論特講	2	
		スポーツ行財政論特講	2	
		コミュニケーション論特講	2	
		健康社会論特講	2	
		スポーツ産業論特講	2	
		スポーツ組織・運営論特講	2	
		スポーツ情報・戦略論特講	2	



# [3] 流通経済大学学位規則

制定 平成元年 3月17日

(目的)

**第1条** この規則は、流通経済大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第15条の規定に基づき、本学において授与する学位の種類、論文審査及び試験の方法、その他学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位の名称)

**第2条** 本学において授与する学位の種類は、次のとおりとする。

経済学研究科	博士（経済学） 修士（経済学）
社会学研究科	博士（社会学） 修士（社会学）
物流情報学研究科	博士（物流情報学） 修士（物流情報学）
法学研究科	修士（法学）
スポーツ健康科学研究科	修士（スポーツ科学）

(修士の学位)

**第3条** 修士の学位は、広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を有する者に授与するものとする。

(博士の学位)

**第4条** 博士の学位は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するのに必要の高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有する者に授与するものとする。

(修士の学位授与要件)

**第5条** 修士の学位は、大学院学則の定めるところにより大学院修士課程を修了した者に授与する。

(課程博士の学位授与要件)

**第6条** 課程博士の学位は、大学院学則の定めるところにより大学院博士後期課程を修了した者に授与する。

(論文博士の学位授与要件)

**第7条** 論文博士の学位は、本学に博士論文を提出してその審査に合格し、かつ、大学院博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に授与する。

(修士の学位論文の審査願出等)

**第8条** 修士の学位申請に係る論文は、在学期間中に論文要旨を添えて、1編3通を当該研究科長に提出するものとする。

2 前項により受理した修士論文は、返還しない。

(課程博士の学位論文の審査願出等)

**第9条** 課程博士の学位申請に係る論文は、在学期間中に論文要旨を添えて、1編5通を当該研究科長に提出するものとする。

2 前項により受理した博士論文は、返還しない。

(論文博士の学位論文の審査願出等)

**第10条** 論文博士の学位申請に係る論文は、学位申請書、博士論文（1編5通）、論文要旨、履歴書及び論文審査手数料を添えて、1編5通を当該研究科長を経て学長に提出するものとする。ただし、当該研究科長は、必要に応じて、参考論文、業績目録等の提出を求めることができる。

2 本学大学院博士後期課程に1年以上在学し、所定の単位を修得して退学したときから1年以内に所定の博士論文を提出した場合には、論文審査手数料は免除する。

3 第1項により受理した博士論文及び既納の論文審査手数料は、返還しない。

(論文審査手数料)

**第11条** 前条第1項の規定により博士論文を提出する場合の論文審査手数料は、20万円とする。ただし、本学の専任教職員については10万円とする。

(論文審査等の付託)

**第12条** 当該研究科長は、第8条又は第9条の規定により修士又は課程博士の学位論文を受理したとき、及び第10条第1項の規定により提出された博士論文を学長が受理したときは、学位を授与できるか否かについて、当該研究科委員会の審査に付すものとする。

(修士及び課程博士の論文審査等)

**第13条** 第8条及び第9条の規定により受理した学位論文については、論文審査及び試験を行う。

(論文博士の論文審査等)

**第14条** 第10条第1項の規定により受理した博士論文については、提出者が本学大学院博士後期課程修了者と同以上の学力を有することの確認のため、試験を行う。

2 前項の試験は、口頭又は筆答により論文に関連する事項並びに専攻学術及び外国語について行う。

(審査委員)

**第15条** 第12条の規定により学位論文が審査に付されたときは、当該研究科委員会は、当該研究科の研究指導教員のうちから主任審査委員1人及び審査委員2人以上を選出し、受理した論文の審査を委嘱する。ただし、必要があるときは、当該研究科の研究指導教員以外の教員等を審査委員に選ぶことができる。

(修士及び課程博士の論文審査等の終了)

**第16条** 修士及び課程博士の学位申請に係る論文審査及び試験は、当該学生の在学期間中に終了するものとする。

(論文博士の論文審査等の終了)

**第17条** 論文博士の学位申請に係る論文審査及び試験は、博士論文を受理した日(主任審査委員及び審査委員が選出された日)から1年以内に行うものとする。

(審査結果の提出)

**第18条** 第13条及び第14条の規定による論文審査及び試験を終了したときは、主任審査委員及び審査委員は、速やかに論文審査の結果及び評価に関する意見を記載した審査報告書を当該研究科委員会に提出するものとする。

(合格又は不合格)

**第19条** 前条の審査報告書に基づき当該研究科委員会は、合格又は不合格を決定する。

2 前項の決定を行う研究科委員会には、3分の2以上の委員が出席し、出席した委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(審査結果の報告)

**第20条** 当該研究科委員会が前条の議決をしたときは、当該研究科長は、課程修了に係る修得単位並びに論文審査及び試験の結果(論文博士にあっては論文審査及び試験の結果)について、速やかに文書で学長に報告するものとする。

(課程修了の認定等)

**第21条** 学長は、前条の報告に基づき、大学院委員会の議を経て課程修了の認定又は論文博士の学位授与の資格認定を行い、修士又は博士の学位記を授与する。

(学位記等の様式)

**第22条** 学位記及び学位申請書の様式は、別表1から4のとおりとする。

(論文要旨等の公表)

**第23条** 本学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3ヵ月以内に、その博士論文の内容及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

**第24条** 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その博士論文の全文をインターネットの利用により公表しなければならない。ただし、既に公表したものは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、特別の事由がある場合には当該研究科長の承認を

受けて、博士論文の全文に代えてその内容を要約したものをインターネットの利用により公表することができる。この場合、当該研究科長は、その博士論文の全文を求めに応じて閲覧に供する。

3 第1項及び前項の規定により、学位論文を公表する場合には、「流通経済大学審査学位論文」又は「流通経済大学審査学位論文（要約）」と明記するものとする。

（学位の名称への付記）

**第25条** 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、学位の次に「流通経済大学」を付記するものとする。

（学位の取り消し）

**第26条** 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為があったとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、当該研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を還付させることがある。

2 当該研究科委員会において、前項の決議をするには、出席委員の4分の3以上の賛成を必要とする。

（学位の再交付）

**第27条** 学位記の再交付を受けようとするときは、その理由を付し、学長に願い出るものとする。

（文部大臣への報告等）

**第28条** 本学において博士の学位を授与したときは、学長は、昭和28年文部省令第9号に定めるところにより、文部科学大臣に報告するとともに、学位簿に登録する。

（細目）

**第29条** この規則で定めるもののほか、必要な細則は、学長が大学院委員会の議を経て別に定めることができる。

## 附 則

1. この規則は、平成元年4月1日から施行する。
2. この規則（改正）は、平成3年4月1日より施行する。
3. この規則（改正）は、平成3年7月1日より施行する。
4. この規則（改正）は、平成4年4月1日より施行する。
5. この規則（改正）は、平成6年4月1日より施行する。
6. この規則（改正）は、平成9年7月8日より施行する。
7. この規則（改正）は、平成12年4月1日より施行する。
8. この規則（改正）は、平成14年4月1日より施行する。
9. この規則（改正）は、平成17年4月1日より施行する。
10. この規則（改正）は、平成22年4月1日より施行する。
11. この規則（改正）は、平成25年4月1日より施行する。

別表

1 大学院の課程を修了した修士の学位記の様式

修○第 号	流通経済大学  印	年 月 日	試験に合格したので修士(○○)の学位を授与する。	年 月 日生	本籍(都道府県名) 氏名	学位記
----------	-----------------	-------------	--------------------------	--------------	-----------------	-----

2 大学院の課程を修了した博士の学位記の様式

博○甲第 号	流通経済大学  印	年 月 日	試験に合格したので博士(○○)の学位を授与する。	年 月 日生	本籍(都道府県名) 氏名	学位記
-----------	-----------------	-------------	--------------------------	--------------	-----------------	-----

### 3 論文博士の学位記の様式

学位記	本籍（都道府県名）	年 月 日生
	氏名	年 月 日
	本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士（○○）の学位を授与する。	
	流通経済大学	年 月 日
	印	
博○乙第		
号		

### 4 学位申請書の様式

学位申請書	流通経済大学長 殿	年 月 日
	氏名	
	貴学学位規則第十条の規程により博士論文に論文要旨、履歴書及び論文審査手数料を添え博士（○○）の学位の授与を申請いたします。	
	印	

備考 学位申請書は1通、論文は1編につき5通を提出すること。





---

## [4] 流通経済大学大学院学則第10条第2項に定める再入学に関する規則

---

**第1条** この規則は、大学院学則第10条第2項に基づき博士の学位取得を目的とする再入学について、必要な事項を定める。

**第2条** 前条の規定により再入学できる者は、博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を取得後退学した者で、博士後期課程に入学後8年未満の者に限る。

**第3条** 再入学を志願する者は、当該研究科委員会に所定の再入学願を提出しなければならない。

2 出願の時期は、再入学の1カ月前までとする。

**第4条** 再入学の許可は、当該研究科委員会の議を経て、学長が行う。

**第5条** 再入学の時期は、毎年4月とし、在学期間は1年以内とする。ただし、特別の事由があるときは、当該研究科委員会の議を経て当該研究科長が別に定めることができる。

2 この規則により再入学した者で前項の在学期間中に退学した者は、爾後、大学院学則第10条による再入学は認めない。

**第6条** 再入学を許可された者は、学費（論文審査手数料を含む。）15万円を所定の期日までに納入しなければならない。ただし、外国人留学生にあつては8万円とする。

### 附 則

1. この規則は、平成7年4月1日から施行する。

2. この規則（改正）は、平成9年7月8日から施行する。



## [5] 学位授与の方針・教育課程編成・実施の方針

### 経済学研究科

#### ○ディプロマポリシー

経済学研究科では、空理空論を語らない実学主義の理念のもとに、持続可能な社会を研究する経済学、人々が職を得る組織の経営学を中心に高度の専門性が求められる人材を育成することを目的とし、以下に示した方針のもと所定の期間在学し、修了に必要な単位を修得し、研究科の定める審査および試験に合格した者に学位を授与します。

#### 修士課程

1. 現代における諸問題を広い視野から、経済学、経営学の専門的知識を運用できる能力を修得します。
2. 社会に生じている事象を経済学、経営学の枠組みから専門的に分析し、論理的に思考できる能力を修得します。

#### 博士後期課程

1. 現代における諸問題を広い視野から、経済学、経営学の専門的知識の深い理解をもち、発展的に高い研究能力を修得します。
2. 経済学、経営学の従来の研究を発展させ、創造性の高い研究課題を自ら設定し遂行する能力を修得します。

#### ○カリキュラムポリシー

経済学研究科では、経済と経営をより深く探求し、高度な専門知識を培うことを基本目標としています。より具体的には、経済学、経営学、会計学、流通論などのそれぞれの分野の専門的知識を有する高度専門職業人、または、創造性豊かな研究者の養成を目指してカリキュラムを編成しています。

修士課程においては、広い視野から精深な学識を授け、専攻分野における研究能力、又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的としています。特に、経済および経営分野における専門的研究者の育成、また同時にそれにとどまらずより広く理論と実践の領域にまたがるスペシャリストの育成を達成できるように経済関係授業科目と経営関係授業科目を配置しています。

博士後期課程は、専攻分野について研究者として自立した研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要の高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的としています。このため、経済及び経営の各分野における創造性豊かで新規分野の開拓に意欲的な研究者の養成に必要な授業科目が配置されています。

修士課程及び博士課程の授業科目は、講義科目および演習科目から編成されています。また、入学と同時に指導教員を定め、指導教員の担当する演習科目を必修と定めています。

### 社会学研究科

#### ○ディプロマポリシー

社会学研究科では、空理空論を語らない実学主義の理念のもとに、少子高齢化、雇用、エネルギー、食糧、環境などの問題を社会福祉学、地域社会学、産業社会学、観光社会学を中心に社会学の新たな視点から科学的に解決し、実践に役立たせることができる高度かつ専門的な知識や技能を身に付けた人材を育成することを目的とし、以下に示した方針のもと、所定の期間在学し、修了に必要な単位を修得し、研究科の定める審査および試験に合格した者に学位を授与します。

両課程ともに

1. 社会学にかかわる幅広い学識を身に付けている。
2. 地域における福祉医療、保育、地域、観光、公務にかかわる今日的な課題を見出し、それを解決し社会に貢献することができる知識、技能及び実践力を身に付けている。
3. 論文の作成をとおして研究を行う上で必要な問題解決能力を身に付けている。

さらに

修士課程

1. 現代における諸問題、社会に生じている事象を広い視野から、社会福祉学、地域社会学、産業社会学、または観光社会学の専門的知識に基づいて論理的に分析・解決できる能力を修得します。
2. 社会学分野における幅広くかつ深い学力を備え、問題発見・問題分析・問題解決の能力を持ち、行政機関、研究機関、企業、NPO・NGOなどで、専門実務家、専門調査士として社会に貢献できる人材、さらに博士後期課程に進学して研究者を目指すのに必要な資質・能力を持つ人材の養成を目的としています。

博士後期課程

1. 現代における諸問題を広い視野から、社会福祉学、地域社会学、産業社会学、または観光社会学の専門的知識の深い理解をもち、従来の研究を発展させ、創造性の高い研究課題を自ら設定し遂行する能力を修得します。
2. 社会学分野における研究者、福祉医療、保育、地域、観光、公務など官民諸団体における調査・企画立案のできる専門家養成を目的としています。

#### ○カリキュラムポリシー

社会学研究科は、その教育目標に基づき以下のようなカリキュラムを編成しています。

- (1) 専門的な知識と方法論を体系的に学ぶために、基礎科目、専門科目、そして演習科目を設置しています。基礎科目には、「社会学理論特論」と「社会史特論」、専門科目には「産業社会学特論」、「心理療法・心理援助特論」、「観光社会学特論」など15講座が体系的に設置されています。
- (2) 身につけた知識や技術を援用して、現代社会の問題の解決と新たな価値の創造につなげていく能力を養うために演習科目を必修として、個別指導を行っています。
- (3) 人材養成プログラムとして、「公務員・企業での専門実務家を志望する者」「社会問題や心理問題に対処しうる教育的実践者を志望する者」「観光産業や情報産業における専門家を志望する者」、そして「研究者を志望する者」の4つを履修モデルとして設置し、履修者の便宜を図っています。

#### 物流情報学研究科

##### ○ディプロマポリシー

物流情報学研究科では、空理空論を語らない実学主義の理念のもとに、環境問題への配慮やリスク対応にした生産から流通、消費までのモノおよび情報の流れを効果的に管理するロジスティクスを中心に高度の専門性が求められる人材を育成することを目的とし、以下に示した方針のもと所定の期間在学し、修了に必要な単位を修得し、研究科の定める審査および試験に合格した者に学位を授与します。

修士課程

1. 現代における諸問題を広い視野から、物流情報学の専門的知識を運用できる能力を修得します。
2. 社会に生じている事象を物流情報学の枠組みから専門的に分析し、論理的に思考できる能力を修得します。

## 博士後期課程

1. 現代における諸問題を広い視野から、物流情報学の専門的知識の深い理解をもち、発展的に高い研究能力を修得します。
2. 物流情報学の従来の研究を発展させ、創造性の高い研究課題を自ら設定し遂行する能力を修得します。

### ○カリキュラムポリシー

物流情報学研究科は、「物を生産し消費者へ届けることが使命の製造業や流通業にとって、物流は必要不可欠な機能である。経済のグローバル化により市場競争がますます激化しつつあるが、企業の優位性を持続していくために、従来の物流の領域を越え、生産をうまくコントロールし、欲する消費者へ過不足なく提供する仕組み、いわゆるロジスティクスの効果的な実現が極めて重要な課題である。加えて、地球温暖化防止の観点から資源の再利用、環境問題への配慮も重要性を増している。課題の解決には、情報の蓄積・共有、やり取りなどが伴い、進展著しい情報ネットワーク技術の積極的な活用が求められる。」(2012年度『大学院履修要綱』)という課題に対応できる人材養成を目指しており、そのために必要な授業科目を設置しています。

また、平成20年度から大学院物流情報学研究科では、産学連携による実践的なロジスティクスを担う人材育成を目的とした「サプライチェーン・ロジスティクス人材育成プログラム」の検討を開始しました。本プログラムは、経済産業省の平成20年度「産学連携人材育成事業（サービス人材分野）」に採択された事業です。この検討結果を踏まえて、大学院物流情報学研究科では、産学連携のカリキュラムが平成22年4月から正式にスタートしました。企業の方による講義、企業を訪問して現場を実感する講義、そして企業現場で実際の改善を考える演習と、多様な産学連携の科目も設けられています。修士課程においては、ロジスティクスを柱として、物流履修モデルと情報履修モデルを設けています。・物流履修モデル物流、ロジスティクスの高度で専門的な知識を中心に学ぶ履修モデルで、企業のロジスティクスシステムに関連する科目を中心に構成されています。また、近年は、環境問題への配慮も重要性を増しており、社会的な問題への対応の視点に関する科目も設置しています。一方、ロジスティクスは極めて実践的な学問であり、企業の実際の動向の分析も重要である。企業のロジスティクス担当者を招いての講義、企業訪問による実践系の科目も設置しています。・情報履修モデルロジスティクスにおいて、情報システムをいかに応用するかという高度で専門的な知識を中心に学ぶ履修モデルで、情報及び情報通信システムに関連する科目を中心に構成されています。また、ロジスティクスに不可欠な定量的な解析に関する科目を設置しています。さらに、ロジスティクスの実際の現場を定量的に分析し、改善に結び付けていく科目も設置しています。

博士後期課程においては、物流学関連科目と情報学関連科目から8単位以上、及び専攻科目の研究指導を原則3年次にわたり1年次4単位で合計12単位、全体で20単位以上を取得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格することによって達成されなければならないとしています。なお、博士課程の特殊研究については、必修・選択の区別はありませんが、いずれも指導教員の指示する科目を履修するものとされ、専攻、論文テーマと関連の深い科目が履修されるようになっています。

## 法学研究科

### ○ディプロマポリシー

法学研究科では、空理空論を語らない実学主義の理念のもとに、ビジネス法学および自治行政学における幅広くかつ深い学識を備え、問題発見および解決の能力を持ち、企業、行政機関、NPOなどを中心に高度の専門性が求められる人材を育成することを目的とし、以下に示した方針のもと所定の期間在学し、修了に必要な単位を修得し、研究科の定める審査および試験に合格した者に学位を授与します。

### 修士課程

1. 現代における諸問題を広い視野から、ビジネス法学または自治行政学の専門的知識を運用できる能力を修得します。

2. 社会に生じている事象をビジネス法学または自治行政学の枠組みから専門的に分析し、論理的に思考できる能力を修得します。

#### ○カリキュラムポリシー

法学研究科では、ディプロマポリシーが求める人材養成方針を満たすため、以下のような科目を提供しています。

1. 専門実務家としての法的思考能力を身に付けるための基礎を形成する科目
2. 行政機関やNPOなどで一翼を担うために必要な法的思考能力及び政策形成能力を養成する科目
3. コンプライアンス、コーポレートガバナンスの知識や判断能力を育成する科目

### スポーツ健康科学研究科

#### ○ディプロマポリシー

本研究科は、特に地域における生涯スポーツや競技スポーツ等の振興・推進にかかわる諸問題を科学的に解決し、実践に役立たせることができる高度かつ専門的な知識や技能を身に付けた人材の育成を目的としている。学位については、次の要件を満たした者に授与する。

1. スポーツ健康科学にかかわる幅広い学識を身に付けている。
2. 地域における生涯スポーツや競技スポーツ等の振興・推進にかかわる今日的な課題を見出し、それを解決し社会に貢献することができる知識、技能及び実践力を身に付けている。
3. 修士論文の作成をとおり研究推進に必要な課題解決能力を身に付けている。

#### ○カリキュラムポリシー

本研究科では、地域における体育・スポーツ・健康の普及・振興に関連する専門的知識・技能を身に付けられるよう、3つの群に授業科目を配置している。

1. A群は主に様々な対象者に応じたスポーツ実践のあり方に関して、B群は主にスポーツの指導法や指導内容に関して、C群は主にスポーツに関わる組織の構造や運営に関して、それぞれ理解し実践するための能力を育成することがねらいとなっている。
2. 3つの群は、それぞれバランスよく学修できるようカリキュラムを編成しているが、いずれかの群に重点を置いた学修もできるよう配慮している。
3. スポーツプロモーションに必要な企画立案・運営・指導等に関わる能力を育成するため、必修の演習科目を配置し、実践的に学べるよう配慮している。
4. 修了要件として修士論文の作成を義務づけ、1年次から担当する指導教員のもとで「研究方法演習」等の授業科目とあわせて論文作成に向けた指導を受ける。

## [1] 経済学研究科の概要

経済学研究科では、経済学、経営学のそれぞれの分野の専門的知識を有する高度職業人、または、創造性豊かな研究者の養成を目指している。

近年における経済活動の変化、複雑化に伴い、経済および経営に関する研究対象は次第に多岐化し、研究内容も深化してきている。こうした状況に対応して、本研究科ではそれぞれの専門領域の研究を通じて各分野のスペシャリストの養成を行っている。

修士課程は、国際化、情報化、サービス化の中で激変しつつある経済および経営の分野に関わる諸問題を根本的かつ総合的に研究することを目的としており、この目的を実現するために経済および経営分野の多方面にわたる主要な授業科目を配置している。博士後期課程でも同様の趣旨で授業科目が設置されている。

修士課程は、このような授業科目を通して、経済および経営分野に関する専門的研究者の育成、また同時にそれにとどまらずより広く理論と実践の領域にまたがるスペシャリストの育成をも行っている。具体的には①内外の大学、および高度の専門知識を必要とする国や民間の研究所等における研究者、②政府や地方自治体、官民諸団体の企画および調整部門で活躍する政策立案者、③広い視野から科学的な判断を下しつつ、高度な経営戦略を立てることのできる、新しいタイプの経営者ないしは中堅管理者、④高度専門職業人等の育成に力を注いでいる。現在まで、修士課程に在籍した院生には、税理士志望者や外国からの留学生も相当数含まれている。彼らは、修士課程修了後さらに進学したり、税理士資格を取り開業したり、あるいは本国に戻って教鞭を執っている。

博士後期課程では、経済学の各分野における学術上のリーダーたりうる、大学や各種研究所などにおける研究者の養成、あるいは官民諸団体の企画、調査などの部署におけるテクノクラート等の養成が行われている。

## [2] 経済学研究科修士課程

### (1) 履修方法

#### 1) 単位制と単位

大学院研究科における単位計算の基礎は、本学大学院学則第6条において、本学大学学則第11条の規程を準用することとされており、その内容は、以下のとおりである。

講義および演習については、15時間から30時間までの範囲で行われる授業をもって1単位とする。

#### 2) 指導教員

研究科規則第3条により各学生に対して、入学と同時に指導教員を定める。

なお、指導教員には大学院研究科の担当教員があたる。

#### 3) 履修単位

(イ) 大学院研究科の修士課程修了要件は、当該課程に2年以上在学し、32単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年在学すれば足りるものとする。

(ロ) 修士課程の各授業科目、単位数、必修、選択の別は表Iのとおりとする。各自は指導教授を定め、指導教授の担当する演習8単位をもって必修とする。

### (2) 学位論文の審査および試験

空理空論を語らない実学主義の理念のもとに、持続可能な社会を研究する経済学、組織の運営について研究する経営学を中心に高度の専門性から、次の論文審査基準を定める。

## 修士課程

指導教員が指導する専攻科目の演習を2年間（8単位）と指導教員の指示する専攻科目を含む講義科目（特論）を24単位以上履修し、指導教員の指導の下で修士論文を作成する。その審査に合格した者に修士（経済学）の学位を授与する。なお、2年次の秋に実施される公開の修士論文中間報告会、および2月に行われる修士論文最終報告会で発表し、最終報告会後に行われる3名の審査員による口頭試問を受け、そこでB以上の評価を得ること。その際、成績評価は、

- ① 研究分野に対する知識
- ② 研究の方法
- ③ 論旨の明確さ
- ④ 文章の明瞭さ

などの点から評価する。修士論文の成績は、2年次の演習の単位に含まれる。論文が80%、口頭試問が20%の割合で総合評価とする。なお、本研究科博士後期課程への進学を希望する者は、修士論文の成績がAであること。



大学院経済学研究科修士課程授業科目及び履修方法

学 科 目	授 業 科 目 名	単 位 数	備 考
経 済 学	理論経済学特論	4	授業科目の中から32単位以上を履修しなければならない。 1. 専攻科目の演習を2年次にわたり1年次4単位、合計8単位を履修するものとする。 2. 専攻科目の演習のほか担当指導教員の指示する科目の特論それぞれ4単位、合計24単位を履修するものとする。
	理論経済学演習	8	
	日本経済史特論	4	
	日本経済論特論	4	
	日本経済論演習	8	
	交通論特論	4	
	交通論演習	8	
	財政学特論	4	
	財政学演習	8	
	金融論特論	4	
	金融論演習	8	
	統計学特論	4	
	統計学演習	8	
	社会保障論特論	4	
	社会保障論演習	8	
	経済地理学特論	4	
経済地理学演習	8		
経 営 学	経営組織論特論	4	
	経営組織論演習	8	
	経営財務論特論	4	
	経営財務論演習	8	
	経営戦略論特論	4	
	経営戦略論演習	8	
	会計学Ⅰ特論	4	
	会計学Ⅰ演習	8	
	会計学Ⅱ特論	4	
	会計学Ⅱ演習	8	
	租税法特論	4	
	流通論特論	4	
	流通論演習	8	
	消費者行動論特論	4	
	消費者行動論演習	8	

(3) 2019年度開講科目及び担当者一覧

授 業 科 目 名	単位数	担 当 者
理論経済学特論	4	教 授 松 崎 慈 恵
理論経済学演習	8	教 授 松 崎 慈 恵
日本経済史特論	4	教 授 山 形 万里子
日本経済論特論	4	教 授 飯 野 敏 夫
日本経済論演習	8	教 授 飯 野 敏 夫
交通論特論	4	教 授 板 谷 和 也
交通論演習	8	教 授 板 谷 和 也
財政学特論	4	准 教 授 朱 思 琳
財政学演習	8	准 教 授 朱 思 琳
金融論特論	4	准 教 授 長 瀬 毅
金融論演習	8	准 教 授 長 瀬 毅
統計学特論	4	教 授 朝 倉 啓一郎
統計学演習	8	教 授 朝 倉 啓一郎
社会保障論特論	4	准 教 授 百 瀬 優
社会保障論演習	8	准 教 授 百 瀬 優
経営組織論特論	4	教 授 梅 木 眞 眞
経営組織論演習	8	教 授 梅 木 眞 眞
経営財務論特論	4	教 授 渡 部 恒 彦
経営財務論演習	8	教 授 渡 部 恒 彦
経営戦略論特論	4	教 授 崔 光 光
経営戦略論演習	8	教 授 崔 光 光
会計学Ⅰ特論	4	教 授 池 村 恵 一
会計学Ⅰ演習	8	教 授 池 村 恵 一
会計学Ⅱ特論	4	教 授 吉 村 聡 聡
会計学Ⅱ演習	8	教 授 吉 村 聡 聡
租税法特論	4	兼 任 講 師 佐 々 木 昭 久
流通論特論	4	教 授 呉 軍
流通論演習	8	教 授 呉 軍
消費者行動論特論	4	准 教 授 加 藤 祥 子
消費者行動論演習	8	准 教 授 加 藤 祥 子

注) I, IIは科目の区別を表すものである。

(4) 経済学研究科修士課程履修モデル

分野別専攻	1年次	備考
経済学専攻	下記関連科目の演習 理論経済学特論 日本経済史特論 日本経済論特論 交通論特論 財政学特論 金融論特論 統計学特論 社会保障論特論 経済地理学特論	演習は2年次に渡って履修  専攻科目の演習のほか担当教員の指示する科目の中から6科目以上を選択し履修
経営学専攻	下記関連科目の演習 経営組織論特論 経営財務論特論 経営戦略論特論 会計学Ⅰ特論 会計学Ⅱ特論 租税法特論 流通論特論 消費者行動論特論	

備考：全科目が各4単位

特論科目は原則として1年次に履修

※「学位による税理士試験免除」制度の適用を希望する者は、国税庁ホームページを参照すること。



---

## [3] 経済学研究科博士後期課程

---

### (1) 履修方法

#### 1) 単位制と単位

大学院研究科における単位計算の基礎は、本学大学院学則第6条において、本学大学学則第11条の規程を準用することとされており、その内容は、科目の性質によって、次の種類に分けられる。

講義および演習については、15時間から30時間までの範囲で行われる授業をもって1単位とする。

#### 2) 研究指導教員

研究科規則第3条により、各学生に対して、入学と同時に指導教員を定める。

なお、指導教員には大学院研究科の担当教授があたる。

#### 3) 履修単位

##### (イ) 大学院研究科の博士後期課程の修了

大学院研究科の博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、研究科規則の定めるところにより、20単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

##### (ロ) 博士後期課程の各授業科目、単位数、必修、選択の別は表Iのとおりとする。

### (2) 学位論文の審査および試験

空理空論を語らない実学主義の理念のもとに、持続可能な社会を研究する経済学、人々が職を得る組織の経営学、利害関係者に求められる会計学を中心に高度の専門性から、次の論文審査基準を定める。

#### 博士後期課程

指導教員が指導する専攻科目の演習(研究指導)を3年間(12単位)と指導教員が指示する講義科目(特殊研究)2科目(8単位)を履修し、在学期間中に博士論文(学位論文)を提出する。その審査に合格すると博士(経済学)の学位を授与する。なお、博士論文については、公開の中間報告会および最終報告会で報告すること。論文の審査については、

- ① 研究の目的・対象・方法等の明確さ
- ② 研究の独創性
- ③ 当該分野の研究に対する貢献と位置づけ
- ④ 文献参照範囲の適切さ
- ⑤ 論旨の明確さと一貫性
- ⑥ 文章の明瞭さ
- ⑦ 学術論文としての形式要件

などについて3名の審査員によって評価する。その際、必要に応じて当該領域における外部の専門家を審査員に加えることがある。さらに、博士後期課程担当教員の3分の2以上が出席する委員会における投票で、出席者の3分の2以上の賛成を得る必要がある。

大学院経済学研究科博士後期課程授業科目及び履修方法

学 科 目	授 業 科 目 名	単 位 数	備 考
経 済 学	理論経済学研究指導	12	授業科目の中から20単位以上履修しなければならない。 1. 研究指導科目のうちから1科目を選択して専攻科目とする。 (専攻する研究指導科目担当教員に論文作成・特殊研究の履修その他研究一般について指導をうけるものとする。) 2. 原則として入学した年度中に、専攻科目の研究指導のほか担当指導教員の指示する科目の特殊研究2科目、それぞれ4単位、合計8単位を履修するものとする。 3. 原則として、専攻科目の研究指導を3年次にわたり、1年次4単位、合計12単位を履修するものとする。
	理論経済学特殊研究	4	
	日本経済史研究指導	12	
	日本経済史特殊研究	4	
	日本経済論研究指導	12	
	日本経済論特殊研究	4	
	交通論研究指導	12	
	交通論特殊研究	4	
	金融論研究指導	12	
	金融論特殊研究	4	
	統計学研究指導	12	
	統計学特殊研究	4	
	社会保障論研究指導	12	
	社会保障論特殊研究	4	
経 営 学	経営組織論研究指導	12	
	経営組織論特殊研究	4	
	経営戦略論研究指導	12	
	経営戦略論特殊研究	4	
	会計学研究指導	12	
	会計学特殊研究	4	
	流通論研究指導	12	
	流通論特殊研究	4	

経済学研究科  
博士後期課程

(3) 2019年度開講科目及び担当者一覧

授 業 科 目 名	単 位 数	担 当 者
日本経済史特殊研究	4	教授 山形 万里子
日本経済論研究指導	12	教授 飯野 敏夫
日本経済論特殊研究	4	教授 飯野 敏夫
統計学研究指導	12	教授 朝倉 啓一郎
統計学特殊研究	4	教授 朝倉 啓一郎
交通論研究指導	12	教授 板谷 和也
交通論特殊研究	4	教授 板谷 和也
経営組織論研究指導	12	教授 梅木 眞
経営組織論特殊研究	4	教授 梅木 眞
経営戦略論研究指導	12	教授 崔 光
経営戦略論特殊研究	4	教授 崔 光
会計学研究指導	12	教授 吉村 聡
会計学特殊研究	4	教授 吉村 聡

## [1] 社会学研究科の概要

社会学研究科は、理論社会学、社会福祉・地域社会学、産業・観光社会学等の諸領域における専門的知識を有する高度職業人、または創造性豊かな研究者の養成を目的とする。

20世紀末、高度産業社会を実現したといわれた日本社会であったが、21世紀を迎えた現在、大量の非正規雇用者が存在するなどの雇用問題、加えてエネルギー問題、食糧問題、環境問題など、グローバル化とのかかわりで解決しなければならない諸問題が山積している。前世紀までの世界社会および日本社会の構造と変動に対応した認識を超えるべく、新たな視点の確立と人材の育成が要請されており、実証的な研究に基づいて高度職業人を育成することへの期待が高い。

本研究科では、上記目的の達成のために、社会福祉学、地域社会学、産業社会学、観光社会学とその関連科目および理論社会学を中心とした研究と教育に取り組んでいる。

社会福祉学、地域社会学の分野では、時代を見据える確かな目をもった福祉臨床家の育成、時代や社会の風を読む豊かで深い知識や感性をもった専門家の育成という課題に取り組んでいる。とくに地域社会学の分野では、国内外の地域を視野に入れ、教育に取り組んでいる。

産業社会学、観光社会学の分野では、観光産業・エンターテインメント産業・スポーツ産業などのサービス産業および情報産業を中心とするこれからの社会を担える高度職業人の養成に取り組んでいる。とりわけ、観光社会学の分野では、交流、コミュニケーション、ホスピタリティを中心に、教育を実践している。

理論社会学の分野では、修士（社会学）、博士（社会学）の学位取得のために必要な人間と社会をめぐる社会学的分析の理論枠組みをふまえた知見の習得に加え、発展途上国の開発や民族の諸問題を始めとするグローバル時代を反映した地球レベルの諸問題を解決するため理論的に捉えることができるとともに、その背景を知るための歴史を深く洞察できる専門家の育成および社会人のリカレント教育にも取り組んでいる。

本研究科の修士課程と博士課程における人材養成の目標を具体的に列記すれば、下記のとおりである。

修士課程では：

- (1) 政府や地方自治体、公私の施設、一般企業の教育・人事・労務・福祉などの部署で活躍する専門実務家。
- (2) 各種の社会問題に対処しうる者、こころの問題解決を支援できる者、有能な教育的実践者。
- (3) サービス産業や情報産業において調査、分析、企画などの職務を担当する、国際認識や高度の専門知識を要求される専門人。
- (4) 内外の高等教育機関、国公立私立の研究機関ないし調査機関の研究者。

博士後期課程では：

- (1) 官民諸団体の調査・開発・企画・調整など担当するテクノクラート。
- (2) 大学その他の教育・研究機関における研究者。

## [2] 社会学研究科修士課程

### (1) 履修方法

#### 1) 単位制と単位

大学院研究科における単位計算の基礎は、本学大学院学則第6条において、本学大学学則第11条の規程を準用することとされており、その内容は、科目の性質によって、つぎの種類に分けられる。

講義および演習については、15時間から30時間までの範囲で行われる授業をもって1単位とする。

#### 2) 指導教員

研究科規則第3条により各学生に対して、入学と同時に指導教員を定める。

なお、指導教員には大学院研究科の担当教授があたる。

#### 3) 履修単位

(イ) 大学院研究科の修士課程修了要件は、研究科に2年以上在学し、32単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年在学すれば足りるものとする。

なお、特論科目については、他大学院で特論に相当する科目を履修した場合、8単位まで修了に必要な単位として算入することができる。

(ロ) 修士課程の各授業科目、単位数、必修、選択の別は、表Iのとおりとする。各自は指導教授を定め、指導教授の担当する演習8単位をもって必修とする。

## (2) 学位論文の審査および試験

修士課程

### (イ) 学位論文審査基準

- ① 問題設定の明確さ・妥当性
- ② 研究分野に関する知識
- ③ 研究の方法
- ④ 論旨の明確さ
- ⑤ 文章の明瞭さ

などを基準として総合的に評価する。

### (ロ) 審査方法

2年次の秋に実施される修士論文中間報告会、および2月に行われる修士論文最終報告会で発表し、最終報告会後に行われる主査1名および副査2名の口頭試問を受けなければならない。

### (ハ) 審査結果の審議

口頭試問後に開かれる研究科委員会で審査委員会の報告を受けて、論文が80%、口頭試問が20%の割合で評価し、合否判定を行う。B以上の評価を得て、修士論文の審査に合格した者に修士（社会学）の学位が授与される。



大学院社会学研究科修士課程授業科目及び履修方法

学 科 目	授 業 科 目 名	単 位 数	備 考
理 論 社 会 学	社会史特論 社会学理論特論 社会学理論演習 国際社会学特論 国際社会学演習 経済社会学特論 経済社会学演習 文化人類学特論 文化人類学演習	4 4 8 4 8 4 8 4 8	授業科目の中から32単位以上を履修しなければならない。 1. 専攻科目の演習を2年次にわたり1年次4単位,合計8単位を履修するものとする。 2. 専攻科目の演習のほか担当指導教員の指示する科目の特論それぞれ4単位,合計24単位を履修するものとする。
社会福祉・地域社会学	福祉職論特論 福祉職論演習 地域福祉論特論 地域福祉論演習 社会福祉史特論 社会福祉史演習 心理療法・心理援助特論 心理療法・心理援助演習 社会心理学特論 社会心理学演習 児童福祉論特論 児童福祉論演習 行動分析学特論 行動分析学演習	4 8 4 8 4 8 4 8 4 8 4 8 4 8	
産 業 ・ 観 光 社 会 学	産業社会学特論 産業社会学演習 観光社会学特論 観光社会学演習 社会階層論特論 社会階層論演習 シミュレーション&ゲーミング特論 シミュレーション&ゲーミング演習 観光心理学特論 観光心理学演習	4 8 4 8 4 8 4 8 4 8	

(3) 2019年度開講科目及び担当者一覧

授 業 科 目 名	単位数	担 当 者
社会史特論	4	教 授 関 哲 行
社会学理論特論	4	教 授 沢 谷 豊
社会学理論演習	8	教 授 沢 谷 豊
国際社会学特論	4	教 授 根 橋 正 一
国際社会学演習	8	教 授 根 橋 正 一
経済社会学特論	4	教 授 恩 田 守 雄
経済社会学演習	8	教 授 恩 田 守 雄
文化人類学特論	4	教 授 東 美 晴
文化人類学演習	8	教 授 東 美 晴
福祉職論特論	4	教 授 佐 藤 克 繁
福祉職論演習	8	教 授 佐 藤 克 繁
地域福祉論特論	4	教 授 大 橋 純 一
地域福祉論演習	8	教 授 大 橋 純 一
社会福祉史特論	4	教 授 川 崎 愛
社会福祉史演習	8	教 授 川 崎 愛
心理療法・心理援助特論	4	教 授 佐 藤 尚 人
心理療法・心理援助演習	8	教 授 佐 藤 尚 人
社会心理学特論	4	教 授 高 口 央
社会心理学演習	8	教 授 高 口 央
児童福祉論特論	4	教 授 村 田 典 子
児童福祉論演習	8	教 授 村 田 典 子
行動分析学特論	4	教 授 山 岸 直 基 (後期特別研究期間)
行動分析学演習	8	教 授 山 岸 直 基 (後期特別研究期間)
産業社会学特論	4	教 授 津 村 修
産業社会学演習	8	教 授 津 村 修
観光社会学特論	4	教 授 米 田 和 史
観光社会学演習	8	教 授 米 田 和 史
社会階層論特論	4	教 授 都 築 一 治
社会階層論演習	8	教 授 都 築 一 治
シミュレーション&ゲーミング特論	4	教 授 中 村 美 枝 子
シミュレーション&ゲーミング演習	8	教 授 中 村 美 枝 子
観光心理学特論	4	准 教 授 幸 田 麻 里 子
観光心理学演習	8	准 教 授 幸 田 麻 里 子

社会学研究科  
修士課程  
の概要

#### (4) 社会学研究科修士課程履修モデル

本研究科では、「現代社会の諸問題に取り組むスペシャリストの養成を目指す」ことを目的にして、次のような人材養成プログラムを履修モデルとして設定しています。これらを参考にして、そして皆さんの志望と指導教授のアドバイスに従って履修するようにして下さい。

	基礎科目（共通科目）	専門科目（特論）	演習科目
	4単位	20単位	8単位
公務員・企業での専門実務家を志望する者	社会学理論特論 社会史特論	産業社会学特論 社会階層論特論 経済社会学特論 国際社会学特論 文化人類学特論 福祉職論特論 地域福祉論特論 社会福祉史特論 児童福祉論特論	課題演習
社会問題や心理問題に対処しうる教育的実践者を志望する者		心理療法・心理援助特論 社会心理学特論 シミュレーション&ゲーミング特論 福祉職論特論 地域福祉論特論 児童福祉論特論 社会福祉史特論 社会階層論特論 行動分析学特論	課題演習
観光産業や情報産業における専門家を志望する者		観光社会学特論 国際社会学特論 文化人類学特論 シミュレーション&ゲーミング特論 産業社会学特論 観光心理学特論	課題演習
研究者を志望する者		各志望特論科目 (上記特論科目から選択)	課題演習



## [3] 社会学研究科博士後期課程

### (1) 履修方法

#### 1) 単位制と単位

大学院研究科における単位計算の基礎は、本学大学院学則第6条において、本学大学学則第11条の規程を準用することとされており、その内容は、科目の性質によって、つぎの種類に分けられる。

講義および演習については、15時間から30時間までの範囲で行われる授業をもって1単位とする。

#### 2) 研究指導教員

研究科規則第3条により、各学生に対して、入学と同時に指導教員を定める。

なお、指導教員には大学院研究科の担当教授があたる。

#### 3) 履修単位

##### (イ) 大学院研究科の博士後期課程の修了

大学院研究科の博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、研究科規則の定めるところにより、20単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

なお、特殊研究科目については、他大学院で特殊研究に相当する科目を履修した場合、4単位まで修了に必要な単位として算入することができる。(単位制をとっていない他大学院の場合は、当該大学院で研究上の指導を担当した教員の証明書を教務課に提出する)

##### (ロ) 博士後期課程の各授業科目、単位数、必修、選択の別は表Iのとおりとする。

### (2) 学位論文の審査および試験

#### 博士課程

##### (イ) 審査対象

20単位以上修得し、論文2本以上と学会発表1回以上の業績をあげている者の博士論文を審査対象とする。

##### (ロ) 学位論文審査基準

- ① 論文の独創性
  - ② 研究テーマ、問題設定の学問的・社会的意義の適切性
  - ③ 先行研究との関連性
  - ④ 研究方法の妥当性（理論および実証）
  - ⑤ 論理・主張の統一性と一貫性
  - ⑥ 形式的な要件（語句の使用、文章表現、図表、注および参考文献の作成）
- などを基準として総合的に評価する。

##### (ハ) 審査方法

3年次の秋に実施される博士論文中間報告会、および2月に行われる博士論文を最終報告会で発表し、最終報告会後に公開で行われる主査1名と副査2名以上の審査委員による口頭試問を受けなければならない。

##### (ニ) 審査結果の審議

口頭試問後に開かれる審査委員会の合否判定が後期課程担当者会議、後期課程担当者会議後に開かれる研究科委員会における投票で、出席者の3分の2以上の賛成を得る必要がある。博士論文の審査に合格した者に博士（社会学）の学位が授与される。

大学院社会学研究科博士後期課程授業科目及び履修方法

学 科 目	授 業 科 目 名	単 位 数	備 考
理 論 社 会 学	国際社会学研究指導	12	1. 学生は、授業科目中の研究指導の内から1科目を選択して専攻科目とし、専攻する研究指導担当教員に博士論文の作成、特殊研究の履修、その他研究一般について指導をうけるものとする。 2. 学生は、原則として専攻科目の研究指導を1年次、2年次、3年次にわたり、それぞれ4単位ずつ、合計12単位履修するものとする。 3. 学生は、原則として研究指導担当教員の指示する特殊研究2科目8単位を1年次に履修するものとする。 したがって、博士後期課程修了要件は、当該課程に3年次以上在学し、20単位以上修得し、博士論文の審査および最終試験に合格することである。
	国際社会学特殊研究	4	
	経済社会学研究指導	12	
	経済社会学特殊研究	4	
	文化人類学研究指導	12	
	文化人類学特殊研究	4	
社会福祉・地域社会学	福祉職論研究指導	12	
	福祉職論特殊研究	4	
	地域福祉計画論研究指導	12	
	地域福祉計画論特殊研究	4	
産 業 ・ 観 光 社 会 学	産業社会学研究指導	12	
	産業社会学特殊研究	4	
	観光社会学研究指導	12	
	観光社会学特殊研究	4	
	社会階層論研究指導	12	
	社会階層論特殊研究	4	
	シミュレーション&ゲーミング研究指導	12	
	シミュレーション&ゲーミング特殊研究	4	

(3) 2019年度開講科目及び担当者一覧

授 業 科 目 名	単 位 数	担 当 者
国際社会学研究指導	12	教授 根 橋 正 一
国際社会学特殊研究	4	教授 根 橋 正 一
経済社会学研究指導	12	教授 恩 田 守 雄
経済社会学特殊研究	4	教授 恩 田 守 雄
文化人類学研究指導	12	教授 東 美 晴
文化人類学特殊研究	4	教授 東 美 晴
福祉職論研究指導	12	教授 佐 藤 克 繁
福祉職論特殊研究	4	教授 佐 藤 克 繁
地域福祉計画論研究指導	12	教授 大 橋 純 一
地域福祉計画論特殊研究	4	教授 大 橋 純 一
産業社会学研究指導	12	教授 津 村 修
産業社会学特殊研究	4	教授 津 村 修
観光社会学研究指導	12	教授 米 田 和 史
観光社会学特殊研究	4	教授 米 田 和 史
社会階層論研究指導	12	教授 都 築 一 治
社会階層論特殊研究	4	教授 都 築 一 治
シミュレーション&ゲーミング研究指導	12	教授 中 村 美 枝 子
シミュレーション&ゲーミング特殊研究	4	教授 中 村 美 枝 子

---

## [1] 物流情報学研究科の概要

---

物流情報学研究科では、物流情報に関する分野の専門的知識を有する高度職業人、または創造性豊かな研究者の養成を目指している。

物を生産し消費者へ届けることが使命の製造業や流通業にとって物流は必要不可欠な機能である。経済のグローバル化により市場競争が益々激化しつつあるが、企業の優位性を持続していくために、従来の物流の領域を越え、生産をうまくコントロールし欲する消費者へ過不足なく提供する仕組み、いわゆるロジスティクスの効果的な実現が極めて重要な課題である。加えて、地球温暖化防止の観点から資源の再利用、環境問題への配慮も重要性を増している。課題の解決には、情報の蓄積・共有、やり取りなどが伴い、進展著しい情報ネットワーク技術の積極的な活用が求められる。

本研究科は、上記のような課題に積極的に対応できる人材の養成を狙いとしている。

修士課程では、物流の効率化・高度化あるいはロジスティクスの効果の実現を図ることのできる高度で専門的な知識・能力を有する職業人の養成、並びに物流情報学という極めて先端かつ学際的な学問の分野を開拓し、発展させることのできる創造性豊かな研究者の養成を目標としている。具体的には以下のような人材の育成を目指している。

- ① 企業の物流部門などにおいて物流システムの企画・開発・運営・管理などを行う専門家
- ② 国際物流企業において国際物流システムの合理化、効率化のための企画・開発を行う専門家
- ③ 政府、地方公共団体、民間シンクタンク等で、物流政策の策定及び物流情報の管理・運営・調査などを行う研究者
- ④ 各種の教育機関において物流情報に関する教育研究に携わる教育・研究者

また、博士後期課程では、物流情報学という新しい学問体系の確立に資する研究者ないし教育者の育成、情報ネットワーク技術に立脚した物流システムあるいはロジスティクスシステムの調査・計画・立案に係る高度な専門的知識を有し、製造・物流・流通等の各種企業における最先端のロジスティクスを担う実業人の育成を目標としている。

---

## [2] 物流情報学研究科修士課程

---

### (1) 履修方法

#### 1) 単位制と単位

大学院研究科における単位計算の基礎は、本学大学院学則第6条において、本学大学学則第11条の規程を準用することとされており、その内容は、科目の性質によって、次の種類に分けられる。

講義および演習については、15時間から30時間までの範囲で行われる授業をもって1単位とする。

#### 2) 指導教員

研究科規則第3条により各学生に対して、入学と同時に指導教員を定める。

なお、指導教員には大学院研究科の担当教授があたる。

#### 3) 履修単位

(イ) 大学院研究科の修士課程修了要件は、当該課程に2年以上在学し、32単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年在学すれば足りるものとする。

(ロ) 修士課程の各授業科目、単位数、必修、選択の別は表Iのとおりとする。各自は指導教授を定め、指導教授の担当する演習8単位をもって必修とする。

## (2) 学位論文の審査および試験

### 修士課程

指導教員の指導の下で修士論文を作成し、論文審査を受けます。論文審査は主査1名、副査2名によって行われ、審査に合格し、物流情報学研究科委員会の承認を得て修士（物流情報学）の学位が授与されます。

論文審査については、2年次の夏に実施される公開の修士論文中間報告会には修士論文中間概要書と論文本体を提出します。翌2月に行われる修士論文最終報告会では修士論文結果概要書と論文本体を提出し、発表し、最終報告会後に行われる3名の審査員による口頭試問を受けます。

口頭試問において審査委員からの質問・疑問があった場合には、まず口頭で説明し、その後「論文修正指示書」よりの論文の修正が指示されることがあります。

論文の審査にあたっては、以下に掲げる各項目を主たる審査項目とします。

- ① 研究課題の設定の妥当性
- ② 問題意識の明確性
- ③ 研究方法の一貫性
- ④ 先行研究処理の適切性
- ⑤ 論旨展開・文章表現の適切性
- ⑥ 理論的・実証的な分析の厳格性
- ⑦ 注表記、引用、参考文献の妥当性



大学院物流情報学研究科修士課程授業科目及び履修方法

	授 業 科 目 名	単 位 数	備 考
物 流 学 関 連 科 目	ロジスティクス実践特論	4	(履修方法) 演習のうち1科目 8単位とその指導教員が担当す る特論4単位の他に、指導教員 の指示する科目計20単位を含 め、32単位以上を履修しなけ ればならない。 なお、物流学関連科目を専攻 科目(演習)とした者は、情報 学関連科目の特論を必ず4単位 以上履修しなければならない。 (修了条件) 2年以上在学し、32単位以上を 修得し、かつ、必要な研究指導 を受けた上、修士論文の審査及 び試験に合格すること。
	物流システム論演習	8	
	ロジスティクス工学特論	4	
	ロジスティクス工学演習	8	
	ロジスティクス論特論	4	
	ロジスティクス論演習	8	
	ロジスティクスビジネス論特論	4	
	ロジスティクスビジネス論演習	8	
	環境物流論特論	4	
	環境物流論演習	8	
	ロジスティクス管理論特論	4	
	ロジスティクス管理論演習	8	
	国際経営論特論	4	
	国際経営論演習	8	
	交通論特論	4	
交通論演習	8		
情 報 学 関 連 科 目	ロジスティクス分析・改善特論	4	
	オペレーションズリサーチ演習	8	
	通信・ネットワーク論特論	4	
	通信・ネットワーク論演習	8	
	ソフトウェアシステム論特論	4	
	ソフトウェアシステム論演習	8	
	ロジスティクスデータ解析論特論	4	
	ロジスティクスデータ解析論演習	8	
	ヒューマン・インターフェース論特論	4	
ヒューマン・インターフェース論演習	8		

(3) 2019年度開講科目及び担当者一覧

	授 業 科 目 名	単位数	担 当 者
物 流 学 関 連 科 目	ロジスティクス実践特論	4	教 授 矢 野 裕 児
	物流システム論演習	8	教 授 矢 野 裕 児
	ロジスティクス工学特論	4	教 授 石 田 努
	ロジスティクス工学演習	8	教 授 石 田 努
	ロジスティクスビジネス論特論	4	教 授 林 克 彦
	ロジスティクスビジネス論演習	8	教 授 林 克 彦
	環境物流論特論	4	教 授 古 井 恒
	環境物流論演習	8	教 授 古 井 恒
	ロジスティクス管理特論	4	教 授 苦 瀬 博 仁
	ロジスティクス管理演習	8	教 授 苦 瀬 博 仁
	交通論特論	4	教 授 板 谷 和 也
	交通論演習	8	教 授 板 谷 和 也
情 報 学 関 連 科 目	ロジスティクス分析・改善特論	4	教 授 片 山 直 登
	オペレーションズリサーチ演習	8	教 授 片 山 直 登
	通信・ネットワーク論特論	4	教 授 増 田 悦 夫
	通信・ネットワーク論演習	8	教 授 増 田 悦 夫
	ソフトウェアシステム論特論	4	准教授 後 藤 隆 彰
	ソフトウェアシステム論演習	8	准教授 後 藤 隆 彰
	ロジスティクスデータ解析論特論	4	教 授 奥 喜 正
	ロジスティクスデータ解析論演習	8	教 授 奥 喜 正
	ヒューマン・インターフェース論特論	4	教 授 関 宏 幸
	ヒューマン・インターフェース論演習	8	教 授 関 宏 幸

#### (4) 物流情報学研究所修士課程履修モデル

企業において、従来の物流の領域を越え、生産をうまくコントロールし、需要に対して、適切な商品を、適切なタイミングで、適切な量を、適切な状態で、供給する考え方、いわゆるロジスティクスが極めて重要な課題となっている。そして、部分最適ではなく、全体最適として、効率的でかつ効果的なロジスティクスシステムの構築が必要となっている。

本研究科は、このようなロジスティクスを柱として、関連する分野の専門的知識を有する高度職業人、並びに創造性豊かな研究者の養成を目指しており、物流履修モデルと情報履修モデルを設けている。

##### ■物流履修モデル

物流、ロジスティクスの高度で専門的な知識を中心に学ぶ履修モデルである。企業のロジスティクスシステムに関連する科目である、「ロジスティクス論特論」、「ロジスティクスビジネス論特論」、「ロジスティクス管理論特論」、「ロジスティクス工学特論」、「国際経営論特論」、「交通論特論」を中心に構成される。また、近年は、環境問題への配慮も重要性を増すなど、社会的な問題への対応の視点から、「環境物流論特論」も重要となっている。一方、ロジスティクスは極めて実践的な学問であり、企業の実際の動向の分析も重要である。企業のロジスティクス担当者を招いての講義、企業訪問による実践系の科目として、「ロジスティクス実践特論」がある。

以上の科目を中心に履修することが望ましい。また、ロジスティクスは情報システムと、極めて密接な関係にあることから、下記の情報履修モデルの特論を1科目以上履修することが必要である。

##### ■情報履修モデル

ロジスティクスにおいて、情報システムをいかに応用するかという高度で専門的な知識を中心に学ぶ履修モデルである。情報及び情報通信システムに関連する「ソフトウェアシステム論特論」、「通信・ネットワーク論特論」、「ヒューマン・インターフェース論特論」を中心に構成される。また、ロジスティクスに関しては、定量的な解析が欠かせず、「ロジスティクスデータ解析論特論」がある。さらに、ロジスティクスの実際の現場を定量的に分析し、改善に結び付けていく「ロジスティクス分析・改善特論」がある。

以上の科目を中心に履修することが望ましい。

	1年次		2年次	
	授業科目名	単位数	授業科目名	単位数
物流履修モデル	下記関連の演習特論	4	下記関連の演習（修士論文）	4
	ロジスティクス論特論	4		
	ロジスティクスビジネス論特論	4		
	ロジスティクス工学特論	4		
	環境物流論特論	4		
	ロジスティクス管理論特論	4		
	ロジスティクス実践特論	4		
	国際経営論特論	4		
	交通論特論	4		
	特論については1年次にできるだけ履修することが望ましい。また、下記の情報履修モデルの特論を1科目以上履修すること。			
情報履修モデル	下記関連の演習	4	下記関連の演習（修士論文）	4
	ソフトウェアシステム論特論	4		
	通信・ネットワーク論特論	4		
	ロジスティクスデータ解析論特論	4		
	ロジスティクス分析・改善特論	4		
	ヒューマン・インターフェース論特論	4		
特論については1年次にできるだけ履修することが望ましい。				



---

## [3] 物流情報学研究科博士後期課程

---

### (1) 履修方法

#### 1) 単位制と単位

大学院研究科における単位計算の基礎は、本学大学院学則第6条において、本学大学学則第11条の規程を準用することとされており、その内容は、科目の性質によって、次の種類に分けられる。

講義および演習については、15時間から30時間までの範囲で行われる授業をもって1単位とする。

#### 2) 研究指導教員

研究科規則第3条により、各学生に対して、入学と同時に指導教員を定める。

なお、指導教員には大学院研究科の担当教授があたる。

#### 3) 履修単位

##### (イ) 大学院研究科の博士後期課程の修了

大学院研究科の博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、研究科規則の定めるところにより、20単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(ロ) 博士後期課程の各授業科目、単位数、必修、選択の別は表Iのとおりとする。

### (2) 学位論文の審査および試験

#### 博士後期課程

在学期間中に博士論文（学位論文）を提出し、その審査に合格すると博士（物流情報学）の学位が授与されます。公開の中間報告会および最終報告会で報告することが条件となります。

論文の審査にあたっては、以下に掲げる各項目を主たる審査項目とします。

- ① 研究課題の設定の妥当性
- ② 問題意識の明確性
- ③ 研究方法の一貫性
- ④ 先行研究処理の適切性
- ⑤ 論旨展開・文章表現の適切性
- ⑥ 理論的・実証的な分析の厳格性
- ⑦ 注表記、引用、参考文献の妥当性（以上①～⑦は修士論文審査基準と共通）
- ⑧ 研究の独創性

大学院物流情報学研究科博士後期課程授業科目及び履修方法

学 科 目	授 業 科 目 名	単 位 数	備 考
物流情報学関連科目	物流事業論特殊研究	4	(履修方法) 1. 学生は、原則として研究指導教員の指示する研究指導2科目8単位以上を1年次に履修するものとする。 2. 学生は、原則として専攻科目の研究指導を1年次、2年次、3年次にわたり、それぞれ4単位ずつ、合計12単位履修するものとする。 したがって、博士後期課程修了要件は、当該課程に3年以上在学し、20単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受け、博士論文の審査および最終試験に合格するものとする。
	物流事業論研究指導	12	
	ロジスティクス工学特殊研究	4	
	ロジスティクス工学研究指導	12	
	物流システム分析論特殊研究	4	
	物流システム分析論研究指導	12	
	ロジスティクス設計論特殊研究	4	
	ロジスティクス設計論研究指導	12	
	通信・ネットワーク論特殊研究	4	
	通信・ネットワーク論研究指導	12	
	ロジスティクスビジネス論特殊研究	4	
	ロジスティクスビジネス論研究指導	12	
	物流統計学特殊研究	4	
	物流統計学研究指導	12	

(3) 2019年度開講科目及び担当者一覧

授 業 科 目 名	単位数	担 当 者
物流システム分析論特殊研究	4	教授 矢野 裕 兎
物流システム分析論研究指導	12	教授 矢野 裕 兎
ロジスティクス設計論特殊研究	4	教授 片山 直 登
ロジスティクス設計論研究指導	12	教授 片山 直 登
通信・ネットワーク論特殊研究	4	教授 増田 悦 夫
通信・ネットワーク論研究指導	12	教授 増田 悦 夫
ロジスティクスビジネス論特殊研究	4	教授 林 克 彦
ロジスティクスビジネス論研究指導	12	教授 林 克 彦
物流統計学特殊研究	4	教授 奥 喜 正
物流統計学研究指導	12	教授 奥 喜 正

物流情報学研究科  
博士後期課程

---

## [1] 法学研究科の概要

---

近年のわが国の社会、経済、政治は、規制緩和政策等により、大きな影響を受け著しい変化を遂げている。

まず、経済の面では、グローバル化、IT化の進展や、規制緩和による市場競争導入により、従来の経済政策、経済運営が変更され、国際的な競争場裡での効率的かつ低コストでの活動の成否が企業の動向を大きく左右するようになっている。また同時に、その社会的責任も強く意識されるようになって、活動における法令遵守（コンプライアンス）が強く求められ、企業組織の健全な内部統制の構築とその運営（コーポレートガバナンス）が課題として登場するに至っている。

他方、政治、行政の面では、国における中央官庁の統廃合による行政機構のスリム化、各種事業規制の緩和化及び事後チェック型規制への転換があり、とりわけ地方においては地方分権が進められ、「ガバメントからガバナンスへ」の合言葉のもとで、地方自治体の自治能力の向上を図ろうとする改革や市民・住民との協働による地方自治運営（リージョナルガバナンス）の動きが盛んである。

こうした、社会、経済、政治の動きは、事前の調整による護送船団社会から、自己責任を厳しく問われる事後規制社会への転換を意味するが、企業及び自治体のガバナンスにおいては、その組織の構築と健全な運営に資する識見と法的知識をはじめ、紛争の事前回避のための予防法学的知識、万一紛争が発生した場合の対応などの、もろもろの法的需要ないし法務（リーガルガバナンス）に応じ得る人材の社会的需要を大きくしている。

法学研究科リーガルガバナンス専攻（修士課程）は、上記のような社会的需要に応じた高度かつ先進的な法律知識とリーガルマインドを有する研究者あるいは専門的職業人の育成を目的とするものである。

---

## [2] 法学研究科修士課程

---

### (1) 履修方法

#### 1) 単位制と単位

大学院研究科における単位計算の基礎は、本学大学院学則第6条において、本学大学学則第11条の規程を準用することとされており、その内容は、科目の性質によって、次の種類に分けられる。

講義および演習については、15時間から30時間までの範囲で行われる授業をもって1単位とする。

#### 2) 指導教員

研究科規則第3条により各学生に対して、入学後に指導教員を定める。

なお、指導教員には大学院研究科の特別研究担当教員があたる。

#### 3) 履修単位

(イ) 大学院研究科の修士課程修了要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上（ただし留学生は32単位以上）修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年在学すれば足りるものとする。

(ロ) 修士課程の各授業科目、単位数は表I（1）、（2）のとおりとする。指導教員の担当する演習4単位及び特別研究4単位をもって必修とする。

### (2) 学位論文の審査および試験

#### 修士課程

本研究科は、ビジネス法学および自治行政関連分野における幅広くかつ深い学識を備え、問題発見および解決の能力を持ち、企業、行政機関、NPOなどで専門実務家として社会に貢献できる人材の育成を目的としています。

(イ) 審査対象

2年以上在籍し、所定の単位の修得および所定の過程を経た修士論文、口頭試問。

(ロ) 審査方法

1年次の秋に研究計画書を提出させて審査を行っています。合格に達しない場合は再提出して再び審査します。合格した者には、2年次より副指導教員を2名つけ、正指導教員と連携を取って論文作成の指導に当たります。2年次の前期に修士論文中間審査を行い、論文執筆ないしその準備が研究計画に基づいて順調に進んでいるかを審査します。これに合格しないと、論文の提出を受け付けません。完成した論文は、正副指導教員3名による予備審査に付され、これに合格した場合には、さらに本審査を受けることができます。以上のように、ほぼ半年ごとの審査を経て修士論文を完成させることにしています。

(ハ) 学位論文審査基準

- ① 研究課題の設定の妥当性
- ② 問題意識の明確性
- ③ 研究方法の一貫性
- ④ 先行研究処理の適切性
- ⑤ 論旨展開・文章表現の適切性
- ⑥ 理論的・実証的な分析の厳格性
- ⑦ 注表記、引用、参考文献の妥当性



大学院法学研究科修士課程授業科目及び履修方法

	授 業 科 目 名	単 位 数	備 考
共通科目	ガバナンス論特論	2	(修了要件) 2年以上在学し、ガバナンス論 2単位、演習12単位、特別研究 4単位、及びこれら以外の科目 のなかから12単位以上、合計 30単位以上修得し、かつ、必要 な研究指導を受けた上、修士論 文の審査及び試験に合格するこ と。ただし、留学生はこれらの ほかに、法学文献購読2単位を 修得しなければならない。
	法学文献講読	2	
	法制史特論	4	
	法制史演習	4	
	特別研究	4	
企業ガバナンス関連科目	財産法特論	4	
	身分法特論	4	
	会社法特論	4	
	企業経営法務特論	4	
	消費者法特論	4	
	雇用関係法特論	4	
	経済規制法特論	4	
	社会法演習	4	
	身分法演習	4	
	財産法演習	4	
	経済法演習	4	
	会社法演習	4	
自治ガバナンス関連科目	憲法特論	4	
	行政法特論	4	
	刑事法特論	4	
	刑事手続法特論	4	
	社会保障論特論	4	
	行政管理論特論	4	
	政策過程論特論	4	
	コミュニティ論特論	4	
	地方財政論特論	4	
	政策過程論演習	4	
	地方自治論演習	4	
	憲法演習	4	
	行政法演習	4	
	地域政治論演習	4	
	刑事法演習	4	

(3) 2019年度開講科目及び担当者一覧

授 業 科 目 名	単位数	担 当 者
ガバナンス論特論	2	准教授 坂野喜隆
法学文献講読	2	教授 周作彩
法制史特論	4	教授 宮平真弥
法制史演習	4	教授 宮平真弥
特別研究	4	教授 植村秀樹
特別研究	4	教授 周作彩
特別研究	4	教授 中山秀登
特別研究	4	教授 西島良尚
特別研究	4	教授 波田永実
財産法特論	4	教授 西島良尚
身分法特論	4	教授 中山秀登
会社法特論	4	兼任講師 梅村悠
企業経営法務特論	4	兼任講師 楠元純一郎
身分法演習	4	教授 中山秀登
財産法演習	4	教授 西島良尚
会社法演習	4	兼任講師 梅村悠
憲法特論	4	准教授 前田聡
行政法特論	4	教授 周作彩
刑事法特論	4	教授 信太秀一
刑事手続法特論	4	教授 信太秀一
行政管理論特論	4	准教授 坂野喜隆
政策過程論特論	4	教授 植村秀樹
コミュニティ論特論	4	教授 波田永実
地方財政論特論	4	准教授 朱思琳
政策過程論演習	4	教授 植村秀樹
地方自治論演習	4	准教授 坂野喜隆
憲法演習	4	准教授 前田聡
行政法演習	4	教授 周作彩
地域政治論演習	4	教授 波田永実
刑事法演習	4	教授 信太秀一

(4) 法学研究科修士課程履修モデル

		1 学年		2 学年		卒業に必要な単位数
		授業科目	単位数	授業科目	単位数	
民間企業志望者 法学研究科志望者	必修科目	ガバナンス論特論 (留) 法学文献講読	各 2	特別研究	4	6 (留) 8
	演習	財産法演習 会社法演習 社会法演習 経済法演習 身分法演習		法制史演習	各 4	12 (1 学年で 4 単位, 2 学年で 8 単位を履修)
	基礎科目	法制史特論 財産法特論 会社法特論 企業経営法務特論 消費者法特論 雇用関係法特論 経済規制法特論 身分法特論	各 4			12以上 (1 学年で履修)
	卒業に必要な単位数				30 (留) 32	
自治体職員志望者 法学研究科志望者	必修科目	ガバナンス論特論	2	特別研究	4	6
	演習	政策過程論演習 地方自治論演習 憲法演習 行政法演習 地域政治論演習 刑事法演習		法制史演習	各 4	12 (1 学年で 4 単位, 2 学年で 8 単位を履修)
	基礎科目	法制史特論 行政管理論特論 政策過程論特論 憲法特論 行政法特論 コミュニティ論特論 地方財政論特論 社会保障論特論 刑事法特論 刑事手続法特論	各 4			12以上 (1 学年で履修)
	卒業に必要な単位数				30	

		1 学年		2 学年		卒業に必要な単位数	
		授業科目	単位数	授業科目	単位数		
地域社会リーダー志望者	必修科目		ガバナンス論特論	2	特別研究	4	6
	演習		政策過程論演習 地方自治論演習 憲法演習 行政法演習 地域政治論演習 刑事法演習		法制史演習	各 4	12 (1 学年で 4 単位, 2 学年で 8 単 位を履修)
		基礎科目	法制史特論	各 4	12以上 (1 学年で履修)		
		自治ガバナンス関連科目	政策過程論特論				
			行政管理論特論				
	コミュニティ論特論						
	企業ガバナンス関連科目	憲法特論					
		行政法特論					
		地方財政論特論					
		社会保障論特論					
		刑事法特論					
		消費者法特論					
	卒業に必要な単位数			30			
法律関係資格取得希望者	必修科目		ガバナンス論特論	2	特別研究	4	6
	演習		憲法演習 財産法演習 身分法演習 刑事法演習 会社法演習		行政法演習 社会法演習	各 4	12 (1 学年で 4 単位, 2 学年で 8 単 位を履修)
		企業ガバナンス関連科目	財産法特論	各 4	12以上 (1 学年で履修)		
			身分法特論				
		会社法特論					
	雇用関係法特論						
	自治ガバナンス関連科目	憲法特論					
		刑事法特論					
		刑事手続法特論					
		行政法特論					
	卒業に必要な単位数			30			

## [1] スポーツ健康科学研究科の概要

本研究科では、修士課程スポーツ科学専攻において、生涯スポーツ及び競技スポーツの振興推進に貢献できる高度の専門的な知識や技能を有する高度専門職業人の育成を目指している。

生涯にわたって健康で豊かな生活を送ること、QOL（Quality of Life、生活の質）の高い生活を営むことはあらゆる人々の願いである。しかし、わが国には、スポーツ科学の成果を活かし対処しなければならない様々な問題が浮上している。

たとえば、子どもにおいては、①運動・スポーツ関連体力（行動体力）の低下または二極化、運動不適應児童の増加、②身体活動不足による健康関連体力（防衛体力）の低下、生活習慣病予備群の増加、③オーバートレーニングによるスポーツ障害やバーンアウトの増加、④コミュニケーションスキルの欠如した児童生徒の増加、⑤社会的不適応児（うろつく、いじめ、きれる、不登校、閉じこもり、自殺等）の増加、などが大きな問題として挙げられており、この主な原因として、飽食・過食、集団での外遊びや運動・スポーツ機会の減少、などが挙げられている。

また、中高齢者においては、①生活習慣病罹患者の増加、②QOLからみて相応しくない高齢者、心の面からみて不安を抱えている中高齢者の増加などが大きな問題として挙げられており、この主な原因として、飽食・過食、運動不足に加えて、独居生活や夫婦のみで生活する者の増加などが挙げられている。

このため、文部科学省（スポーツ基本計画、2012年）及び厚生労働省（健康日本21、2013年）は生涯スポーツや競技スポーツの振興推進を図っているが、指導者不足などにより、その成果は充分に得られていない状況にある。

本研究科では、このような状況を踏まえて、国の施策を積極的に推進していく高度専門職業人の育成、とくに地域（地域社会、コミュニティ）における生涯スポーツや競技スポーツの振興推進にかかわる教育研究を通して、スポーツプロモーションリーダー（企画立案・運営・指導等の能力を有する人材）の育成を目指している。

本専攻修了者の具体的な職場としては、下記のものが挙げられる。

- ・ 地方自治体のスポーツ部局／施設
- ・ 都道府県の広域スポーツセンター
- ・ 市町村の総合型地域スポーツクラブ
- ・ 公共及び民間の保健医療施設
- ・ 民間のスポーツクラブ
- ・ NPO 法人、など

## [2] スポーツ健康科学研究科修士課程

### (1) 履修方法

#### 1) 単位制と単位

大学院研究科における単位計算の基礎は、本学大学院学則第6条において、本学大学学則第11条の規程を準用することとされており、その内容は、科目の性質によって、次の種類に分けられる。

講義および演習については、15時間から30時間までの範囲で行われる授業をもって1単位とする。

#### 2) 指導教員

研究科規則第3条により各学生に対して、入学と同時に指導教員を定める。

なお、指導教員には大学院研究科の担当教授及び准教授があたる。

#### 3) 履修単位

(イ) 大学院研究科の修士課程修了要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年在学すれば足りるものとする。

(ロ) 修士課程の各授業科目、単位数 必修・選択の別は表Iのとおりとする。

## (2) 学位論文の審査および試験

本研究科は、地域での様々なスポーツ（生涯スポーツや競技スポーツ等）の振興・推進にかかわる実践や諸問題の解決に役立つ専門的知識・技能を身につけた人材の育成が目的である。その上で、科学的に課題解決できる能力が身につくよう学位論文の作成を課し、以下の基準により学位論文を審査する。

### (イ) 審査対象

- ・学位論文
- ・論文概要（学位論文の抄録）
- ・口頭試問

### (ロ) 学位論文審査基準

- ① 研究テーマは妥当か（体育・スポーツ・健康領域との関連性，社会的・学術的重要度等）
- ② 論文に記述されている内容は論理的か（論の展開，目的と結論の整合性等）
- ③ 科学的に適切な方法・手順でなされたか（研究倫理，方法上の妥当性等）
- ④ 得られた結果や結論は妥当なものか（適切な分析と統合，解釈の飛躍等）
- ⑤ 論文としての体裁は整っているか（誤植，目次の配置，執筆要領の遵守等）
- ⑥ 論文概要の内容・体裁は妥当か（本論との整合性，要約の適切性等）
- ⑦ 論文に関する審査員からの質問に対する受け答えは妥当か（真摯さ，科学的態度等）

### (ハ) 審査の方法

論文審査の可否は，主査1名，副査2名からなる審査委員会が上記に示した審査基準に基づいて審査し，その結果から総合的に判断する。なお，最終的な審査結果は研究科委員会において審議し決定する。

大学院スポーツ健康科学研究科修士課程授業科目及び履修方法

授 業 科 目 名		単 位 数	備 考
必修 共通科目	スポーツプロモーション論特講	2	(修了要件) 2年以上在学し、必修共通科目を10単位、選択科目を計20単位以上(ただし、A～C群からそれぞれ4単位以上)を修得すること、及び必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査及び試験に合格すること。
	研究方法演習Ⅰ	2	
	研究方法演習Ⅱ	2	
	研究指導	0	
	スポーツプロモーション演習Ⅰ	1	
	スポーツプロモーション演習Ⅱ	1	
	スポーツプロモーション演習Ⅲ	1	
	スポーツプロモーション演習Ⅳ	1	
選 択 科 目	A群	スポーツ教育論特講	2
		学校体育論特講	2
		子どもスポーツ論特講	2
		中高齢者スポーツ論特講	2
		スポーツ救急教育論特講	2
		アスレティックケア論特講	2
		レクリエーションスポーツ論特講	2
		障害者スポーツ論特講	2
	B群	スポーツコーチング論特講	2
		スポーツコンディショニング論特講	2
		スポーツ体力論特講	2
		スポーツ技術論特講	2
		スポーツ戦術論特講	2
		スポーツ心理論特講	2
		スポーツ栄養論特講	2
		スポーツトレーニング論特講	2
	運動質論特講	2	
	C群	スポーツ文化論特講	2
		スポーツマネジメント論特講	2
		スポーツ行財政論特講	2
		コミュニケーション論特講	2
		健康社会論特講	2
		スポーツ産業論特講	2
		スポーツ組織・運営論特講	2
スポーツ情報・戦略論特講		2	

(3) 2019年度開講科目及び担当者一覧（※非開講含む）

授 業 科 目 名	単位数	担 当 者
<b>必修共通科目</b>		
スポーツプロモーション論特講	2	教 授 上 野 裕 一 教 授 大 槻 毅 准教授 西 機 真
研究方法演習Ⅰ	2	教 授 高 松 潤 二ほか
研究方法演習Ⅱ	2	教 授 上 野 裕 一ほか
研究指導	0	研究方法演習Ⅱに同じ
スポーツプロモーション演習Ⅰ	1	准教授 鈴 木 麻里子
スポーツプロモーション演習Ⅱ	1	教 授 坂 本 充
スポーツプロモーション演習Ⅲ	1	准教授 稲 垣 裕 美
スポーツプロモーション演習Ⅳ	1	教 授 荒 井 宏 和
<b>選択科目</b>		
スポーツ教育論特講	2	教 授 福ヶ迫 善 彦
学校体育論特講	2	教 授 柴 田 一 浩
子どもスポーツ論特講	2	教 授 田 中 光
中高齢者スポーツ論特講	2	教 授 大 槻 毅
スポーツ救急教育論特講	2	准教授 稲 垣 裕 美
アスレティックケア論特講	2	教 授 山 田 睦 雄
レクリエーションスポーツ論特講	2	兼任講師 嵯 峨 寿
※障害者スポーツ論特講	2	兼任講師 大 濱 あつ子
スポーツコーチング論特講	2	教 授 上 野 裕 一
スポーツコンディショニング論特講	2	教 授 小 粥 智 浩
スポーツ体力論特講	2	准教授 亀 山 巖
スポーツ技術論特講	2	教 授 高 松 潤 二
スポーツ戦術論特講	2	助 教 小 谷 究
スポーツ心理論特講	2	教 授 生 方 謙
スポーツ栄養論特講	2	准教授 膳 法 亜沙子
※スポーツトレーニング論特講	2	
運動質論特講	2	兼任講師 會 田 宏
スポーツ文化論特講	2	教 授 田 簀 健太郎
スポーツマネジメント論特講	2	准教授 向 山 昌 利
スポーツ行財政論特講	2	准教授 田 畑 亨
コミュニケーション論特講	2	教 授 松 田 哲
健康社会論特講	2	兼任講師 岩 井 浩 一
※スポーツ産業論特講	2	兼任講師 仲 澤 真
スポーツ組織・運営論特講	2	教 授 荒 井 宏 和 兼任講師 横 田 能 洋
※スポーツ情報・戦略論特講	2	兼任講師 勝 田 隆



(4) スポーツ健康科学研究科修士課程履修モデル

将来の 進路	地方公務員（教職員，市区町村の スポーツ関係部局員等）	総合型地域スポーツクラブ， NPO 法人	広域スポーツセンター
共通 科目 (必修)	スポーツプロモーション論特講（2） 研究方法演習Ⅰ（2） 研究方法演習Ⅱ（2） 研究指導 スポーツプロモーション演習Ⅰ（1） スポーツプロモーション演習Ⅱ（1） スポーツプロモーション演習Ⅲ（1） スポーツプロモーション演習Ⅳ（1）		
選択 科目	A群	A群	A群
	スポーツ教育論特講（2）	レクリエーションスポーツ論特講（2）	子どもスポーツ論特講（2）
	学校体育論特講（2）	障害者スポーツ論特講（2）	中高齢者スポーツ論特講（2）
	子どもスポーツ論特講（2）	B群	アスレティックケア論特講（2）
	スポーツ救急教育論特講（2）	スポーツ心理論特講（2）	レクリエーションスポーツ論特講（2）
	B群	スポーツ栄養論特講（2）	B群
	スポーツコーチング論特講（2）	C群	スポーツコーチング論特講（2）
	運動質論特講（2）	スポーツ文化論特講（2）	スポーツコンディショニング論特講（2）
	C群	スポーツマネジメント論特講（2）	スポーツ栄養論特講（2）
	スポーツ文化論特講（2）	スポーツ行財政論特講（2）	C群
	スポーツマネジメント論特講（2）	健康社会論特講（2）	スポーツマネジメント論特講（2）
	コミュニケーション論特講（2）	スポーツ産業論特講（2）	スポーツ行財政論特講（2）
	スポーツ情報・戦略論特講（2）	スポーツ組織・運営論特講（2）	スポーツ組織・運営論特講（2）

将来の 進路	公共及び民間の保健医療施設 (健康運動指導士等)	各種トップ競技の団体・チーム (コーチ)	地域あるいは民間スポーツクラブ (トレーナー等)
共通 科目 (必修)	スポーツプロモーション論特講（2） 研究方法演習Ⅰ（2） 研究方法演習Ⅱ（2） 研究指導 スポーツプロモーション演習Ⅰ（1） スポーツプロモーション演習Ⅱ（1） スポーツプロモーション演習Ⅲ（1） スポーツプロモーション演習Ⅳ（1）		
選択 科目	A群	A群	A群
	中高齢者スポーツ論特講（2）	スポーツ教育論特講（2）	子どもスポーツ論特講（2）
	障害者スポーツ論特講（2）	アスレティックケア論特講（2）	中高齢者スポーツ論特講（2）
	スポーツ救急教育論特講（2）	B群	スポーツ救急教育論特講（2）
	アスレティックケア論特講（2）	スポーツコーチング論特講（2）	B群
	レクリエーションスポーツ論特講（2）	スポーツ体力論特講（2）	スポーツコーチング論特講（2）
	B群	スポーツ技術論特講（2）	スポーツコンディショニング論特講（2）
	スポーツコンディショニング論特講（2）	スポーツ戦術論特講（2）	スポーツ栄養論特講（2）
	スポーツ栄養論特講（2）	スポーツ心理論特講（2）	スポーツトレーニング論特講（2）
	スポーツ体力論特講（2）	スポーツトレーニング論特講（2）	C群
	C群	C群	健康社会論特講（2）
	コミュニケーション論特講（2）	スポーツマネジメント論特講（2）	スポーツ産業論特講（2）
	健康社会論特講（2）	スポーツ情報・戦略論特講（2）	スポーツ組織・運営論特講（2）



## [1] 時間割

- (1) 時間割は、年度始めに教務課で配布する。
- (2) 時間割に変更があった場合は、大学院掲示板にその都度掲示する。
- (3) 授業時間

1 時 限	9:00~10:30
2 時 限	10:45~12:15
3 時 限	13:05~14:35
4 時 限	14:50~16:20
5 時 限	16:35~18:05

## [2] 休講・補講

休講及び補講は、Ringで行う。詳細についてはRingに掲載する。

## [3] 履修科目の登録

- (1) 修士課程、博士後期課程の履修方法を参照のう え、履修しようとする科目をRing (RKU Interchange for Groups) で行い履修科目の登録をしなければならない。
- (2) 登録科目については、指導教員と相談のう え、登録すること。

## [4] 研究指導計画書の提出について

学生は、指導教員と相談のう え、各自で研究計画・研究成果の概要を立て、以下の要領に従って、指導教員から交付された「研究指導計画書」を作成し、指導教員は内容を確認後、指導教員名と捺印をする。

それから、指導教員は、学生が「研究指導計画書」を5月末までに教務課に提出すること。

(学生)

研究指導計画書は、指導教員と相談の上、研究計画・研究成果の概要を記入後、指導教員へ提出

↓

(指導教員)

研究指導計画書に指導教員名・捺印し、当該学生へ交付

↓

(学生)

指導教員から交付された「研究指導計画書」を5月末までに教務課に提出

↓

(教務課)

提出された「研究指導計画書」をコピーし、指導教員および学生は保管する

## [5] 試 験

- (1) 各授業科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告等により、担当教員が行うものとする。

ただし、病気その他の事由により、正規の試験を受けることができなかった者については、追試験を行うことができる。(追試については学部試験規則を準用する)

- (2) 不合格の授業科目については、事情により再試験を許可することができる。

## [6] 成績の評価

- (1) 成績は、100点満点とし、50点以上を合格とする。ただし、学位論文については、70点以上を合格とする。
- (2) 講義科目、演習、研究指導科目の成績評価は、下記の5等級で表わす。

S (90点以上), A (80~89点), B (70~79点), C (60~69点), D [59点以下 (不合格)]
--

## [7] 学位論文の提出

### (1) 修士論文

- 1) 修士論文作成届の提出

2019年度に修了見込みの者は、別紙「学位論文作成届」に指導教授の承認を得て、6月末日までに教務課に提出すること。

- 2) 修士論文の提出

(イ) 修士論文は、修士課程に2年以上在学して、32単位以上、スポーツ健康科学研究科は30単位以上を修得した者または当該年度に修得する見込みのものがこれを提出するものとする。

※ただし、法学研究科は、1学年時の研究計画審査、2学年時の修士論文中間審査および予備審査に合格しなければならない。

(ロ) 修士論文の提出の締切等は下記による。

提出日

経済学研究科……12月初旬

社会学研究科……11月末日仮提出

1月中旬本提出

物流情報学研究科……1月中旬

法学研究科……11月下旬仮提出

1月中旬本提出

スポーツ健康科学研究科……1月中旬本提出

提出先……教務課

提出部数……主論文 1通 } 計3通  
論文の写し 2通 }

論文概要(4,000字以内)3部

上記の他に修士論文発表会後、訂正論文2通(大学保管用)を2月末日までに教務課に提出すること。

## (2) 博士論文

### 1) 博士論文作成届の提出

博士後期課程に在学し、博士論文を提出しようとする者は、「博士論文作成届」に指導教授の承認を得て、6月末日までに教務課に提出すること。

### 2) 博士論文の提出

(イ) 博士論文の提出の締切等は、下記による。

提出日 経済学研究科……9月下旬

社会学研究科……7月上旬仮提出

1月末日本提出

物流情報学研究科……11月上旬

提出先 教務課

(ロ) 主論文(原本)1通と論文の写し2通および「論文概要」4,000字以内3部を同時に提出することを原則とする。

上記の他に博士論文発表会後、訂正論文4通(大学保管用他)を2月末日までに教務課に提出すること。

## (3) 論文作成上の注意

論文は、下記により提出すること。

### 1) 手書きによる作成

<使用用紙等>

(イ) 用紙サイズ(A4)、縦書、横書については、指導教授の指示によること。

(ロ) 筆記用具は、万年筆又は、ボールペンを使用すること。

### 2) ワープロによる作成

用紙は、A4の白用紙(片面のみ印字)を使用し横書とすること(感熱紙使用不可)。

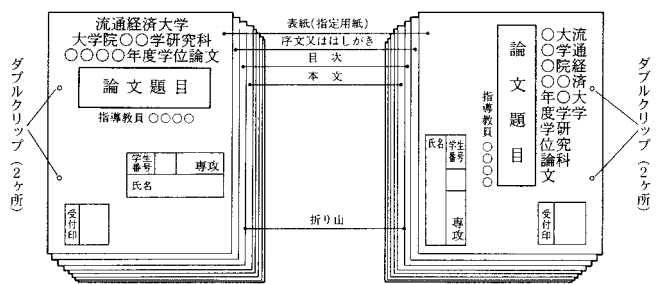
<表紙>

(イ) 本学の指定した様式(縦書、横書)で作成のこと。(指定の様式以外は受け付けない。)

(ロ) 表紙には、印刷された枠内に論題(副題がある場合は前後に——線を引き明示すること)、学生番号、氏名、指導教授名を記載のこと。

<様式>

用紙はA4体裁にし、縦書は右、横書は左を仮とじすること。(穴は開けなくてクリップ留めすること。)



## (4) 製本料の納入(個人保管用を希望する場合)

学位論文提出時に製本料(個人保管用分)を納入すること。

## [8] 論文審査及び最終試験

(1) 論文審査及び最終試験は、学位論文を提出した者について、次のとおり行う。

(イ) 論文審査は、教授3名以上によって構成された審査委員が行う。

(ロ) 最終試験は、論文を中心としてこれに関連のある事項について口頭又は筆答により行う。

なお、博士後期課程においては、論文に関連する専攻学問領域及び外国語について行う。

(ハ) 論文審査及び最終試験は2月末日までに行う。

## [9] 教育職員免許状の取得について

教員の資格を得ようとする者は、中学校教諭一種免許状、高等学校教諭一種免許状授与の所要資格を有する者で、修士課程を修了した場合には専修免許状を取得することができる。

種類・教科 区分	免許状種類	免許教科
スポーツ健康 科学研究科 修士課程	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	保健体育

詳細は「教職課程に関する規程」による。

## 〔10〕 税理士試験科目の免除について

免除科目の適用は、次のとおりである。

### 【税法科目の免除】

- ①税法科目の3科目受験のうち、1科目を受験し合格する。
- ②税法に関する修士論文の認定（国税審議会より）を受ける。  
\*これらの認定を受けて、他の税法科目の免除がされる。

### 【会計科目の免除】

- ①会計科目の2科目受験のうち、1科目を受験し合格する。
- ②会計に関する修士論文の認定（国税審議会より）を受ける。  
\*これらの認定を受けて、他の会計科目の免除がされる。

## 〔11〕 院生研究室の利用について

院生全員が自習できる十分なスペースをもった研究室〔澤村記念館2階（経済学，社会学，物流情報学），7号館2階（法学，スポーツ健康科学）〕を用意している。

### (1) 利用方法

- (イ) 利用は、長期休暇及び日曜日・祝祭日を除いて利用できる。
- (ロ) 利用時間帯は原則として  
平 日……午前9時～午後7時まで  
土曜日……午前9時～午後3時まで
- (ハ) 時間外、休暇中に利用する場合は、「使用届」を提出し許可を受けること。

### (2) 設置備品

院生室内には、書棚・専用ロッカー・机・パソコン等も設置されている。

## 〔12〕 複写機（コピー機）の利用について

大学院生のコピー機の利用については、次のとおりとする。

### (1) コピー機設置場所

図書館に設置してあるコピー機を利用すること。

### (2) 利用方法

利用時間帯は原則として、図書館の利用時間内で利用すること。

土曜日……午前9時～12時まで

## 〔13〕 証明書の発行

○在学証明書・成績証明書は、学生証と必要料金（各200円）を準備した上で、自動発行機（5号館1階に設置）で取得すること。取得後に教務課窓口にて窓開封筒に自分で封入し、緘封印を押さなければならない。

### ○修了見込証明書（教務課）

\*修了見込証明書は、修士課程において2年次であり、「修士論文作成届」及び単位を過半数以上修得していることを条件に発行する。

### ○学位授与（修了）証明書（教務課）

### ○その他の証明書



2019年（平成31年）4月発行

# 大学院履修要綱

流通経済大学大学院

〒301-8555 龍ヶ崎市120番地

TEL 0297-64-0001(代)

FAX 0297-64-0011(代)

